

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和 7 年 12 月 8 日 (月)
午後 1 時 00 分開議

議員定数 9 名

出席議員 9 名

板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	阪本 久代
堀内 和久	垣内 憲一
岡本 安弘	南出 昌彦
土井裕美子	

他に 議長 田中 博晃

会議に付した事件

1. 議案第 8 号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について
2. 議案第 19 号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 20 号 橋本市立学校再編準備委員会条例について
4. 議案第 12 号 市道路線の廃止について
5. 議案第 13 号 市道路線の変更について
6. 議案第 14 号 市道路線の認定について
7. 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について
8. 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について
9. 請願第 8 号 保護者・住民等の多数の意見を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について
10. 請願第 9 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について
11. 報告等 (橋本市空家再生インフルエンサー養成の取組について)
12. 報告等 (保健福祉センターに設置の一般向け電気自動車充電器について)
13. 陳情等 (和歌山県腎友会による要望)
14. 陳情等 (学童保育の受け皿拡充および運営改善を求める陳情)
15. 陳情等 (高野口中学校の通学路問題に関する要望)

説明員

副 市 長	小原 秀紀	教 育 長	今田 実
危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
政策企画課長	辻本 真吾	総 務 部 長	中岡 勝則
財 政 課 長	三嶋 信史	消 防 長	永井 智之
経済推進部長	三浦 康広	建 設 部 長	石井 隆博
都市整備課長	茶原 正人	建築住宅課長	壺井 敦史
上下水道部長	堤 健	健康福祉部長	犬伏 秀樹
福 祉 課 長	松岡 朋英	病院事務局長	池之内正行
教 育 部 長	岡 一行	教育総務課長	丸山 恭司
学校再編推進室長	家田 郁久	学校教育課長	川原 一真
生涯学習課長	長谷川典史	中央公民館長	井上 恵二
会計管理者	兼井 和彦		

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長	笹山 奨
書 記	諸田 泰己

事務局次長	森本 和也
-------	-------

(午後1時00分 開議)

○委員長(板橋真弓君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

開会の前に委員長より申し上げます。委員会における傍聴人の定員は12人ですが、本日、市民の皆さんのより関心が高い議案を取り扱うということで、多くの方が傍聴にみえられています。この為、委員長において傍聴人の定数を変更し、皆さんに傍聴いただけるようにしたいと思います。

本日の審査・協議事項は、12月4日の本会議において本委員会に付託された議案第8号、議案第12号から議案第14号、議案第17号から議案第20号並びに請願第8号、請願第9号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について

○委員長(板橋真弓君) 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(丸山恭司君) 午後からもよろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について ご説明いたします。この条例は、高野口中学校の移転改築にあたり、用地選定や基本計画に関することについて、幅広い見地から検討するため、検討委員会を設置するための条例です。この条例は、全10条の条文から構成しています。第1条は、検討委員会の設置についての規定です。第2条は、所掌事務に関する規定です。所掌事務として、市長からの諮問に応じて、高野口中学校の移転改築用地の選定に関することや、移転改築後の学校の基本計画に関することなどを調査・審議し、答申する規定です。なお、実務的には、用地選定

に関する諮問・答申と基本計画に関する諮問・答申の2段階で委員会を行うことを考えています。第3条は、組織に関する規定で、委員数、委員構成を定めるものです。第4条は任期に関することと、委員が欠けたときの規定です。第5条は、委員長及び副委員長について、選任方法などを規定するものです。第6条は、検討委員会の会議に関して招集、議長、会議の成立、承認などの要件の規定です。第7条は、会議の公開に関する規定です。第8条は、委員以外の者に会議への出席、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる規定です。第9条は、委員及び会議に出席した者の秘密保持に関する規定です。第10条は、委任に関する規定です。

以上、条例案についての説明です。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) 議案審議のときに、選定の場所は2か所に絞ったというふうなご答弁がありました。この所掌事務の第2条の(1)っていったら、まあ、その2か所のうちどちらにするのかっていうことを選定するということやと思うんですけど、この(2)の移転改築の基本計画に関することっていうのは、具体的にどういうことを検討していくものなんでしょうか。

○委員長(板橋真弓君) 教育総務課長。

○教育総務課長(丸山恭司君) この基本計画につきましては、用地が決まった後に、学校を建てるにあたりまして、どういった学校の施設、施設と言いましょうか、どういった仕組みでつくっていくか、どういった学校のつくりをしていくかということを議論する場になります。

○委員長(板橋真弓君) 阪本委員。

○委員(阪本久代君) どういったって、その何て言うか、例えば、教室の数であるとか、特別教室がどんだけいるかとかっていうのは、もう出てくると思うんですけど、そういうものの配置のことを言っているんですか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）まあ言ったら、そういった図面的なものも示させてもらって、こういった配置になりますとか、ここにはこういったものがあれば良いかな、良いですよ、とかというような議論をしてもらう形を考えております。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）その基本計画ってというのは、今おっしゃったことだけですか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）実際の詳細設計を出す前の段階で、どういった学校の作りが良いのかっていうこととかメインの議論になると考えております。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）よろしくお願いします。

この条例を作る以前に、これから少子化になっていくっていう中で、義務教育学校も考えていくみたいな、研究していくっていう発言あったんですけども、今回、この高野口中学校を移転するってしてしまうと、いわゆる高野口小学校と高野口中学校で、一中一校で義務教育学校、応其小学校、応其中学校で、義務教育学校っていうオプションが、多分なくなってしまうって、今回、もう高野口中学校移転するってなると、今後、数十年間は、一中二小の関係をずっと続けていくっていう、そういうお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）今回、中学校を移転するわけなんですけど、今の第2期の適正規模・適正配置の基本方針の中で、義務教育学校、小中一貫に関しては検討していくような形になっておりますので、第2期の方針の中では特にないんですけども、今後また議論、小中一貫校です。

○委員長（板橋真弓君）義務教育学校と記載はされていなかったように思いますが。9年間通してのっていう。

○教育総務課長（丸山恭司君）小中一貫のことですけれども。この、今、建てるにあたっては、まだそこまで、第2期の方針の中

でもできてませんので、今後の課題ということになってくると思います。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）いやいや、今回、移転をしてしまえば、その建屋は、もう高野口小学校と応其小学校と全く違う場所に中学校ができるわけですよ、ですよ。それは、言ったら数十年間やっぱり使うっていうことが前提で、多分つくられると思うんですけども。

義務教育学校って言うと、高野口小学校と応其小学校に、それぞれ上に中学校が乗かって、一つの小中学校が一緒になるっていう考え方になるんですけど、新しい学校を別につくるわけですから、義務教育学校っていう考え方は、もう一切排除したことを前提に移転をするっていうことだと思ったんですけども、今、その2期ではやらないんですけど、3期で考えるかもしれんっていう話になると、もし高野口中学校移転したけども、義務教育学校つくりますってなったら、全くそのコンセプトとか学生数も変わるし、クラス数も変わってくるので、全く今から投資していくことに対して、体が合わないっていうのかな、そういう状態になろうかとは思いますが、それでも、それでよろしいんですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）現在、今回の条例の提案につきましては、単独の中学校の移転という形での検討委員の条例になります。

そして、先ほど、教育総務課長が申し上げました2期の適正規模・適正配置では、高野口小学校と応其小学校の学校再編の方針を示しておりませんので、この十年間に関しては、単独の中学校という形での、今回の検討となります。その後、児童の数、生徒の数の減少によりましては、3期のときに単独の中学校をつくりますので、その敷地内というのは、今、難しいかと思うんですけども、将来的にですね、義務教育という考え方は出てくる可能性はございます。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）であれば、新しい、これから候補地のところに中学校をまず、つくるけども、そこに小学校も含むだけのキャ

パを入れたような敷地を確保して、将来的に
応其と高野口をなくして、その今の、新しい
高野口中学校のところに小学生を全部寄せ
て義務教育学校にしていくっていう、そう
いうことも検討に入る、入らない、入るっ
ていうことでよろしいんですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）現在のところは、
そこまでは入っておりません。あくまで単
独の中学校の移転の候補地の選定の検討と
なります。

○委員長（板橋真弓君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、ご質問いただ
いてる義務教育学校についての議論って
いうのは、教育委員会議においても、ま
だ具体的な話はしていません。けれど、
現在においても、中学校区の中で、小
学校と中学校がどういう形でつながり
ながら教育をしていくかっていうこと
については、議論を進めていますし、
実際に実践も行なっているところで
す。今後、義務教育学校といっても、
同じ敷地内での義務教育学校もあり
ますし、離れた形での義務教育学校
というものも存在します。考え方とし
て、義務教育学校化するっていう考
え方もありますし、地域によったら、
学園構想といって、小学校と中学校
が同じエリアの中で、うちで言う
と、中学校区でものを考えるという、
その考え方で、学園構想の中で小
学校と中学校が一体的な教育をして
いくという形もありますので、今は決
定していませんけれども、私たちの
思いとしたら、小学校と中学校が
教育課程、活動等がつながる中で、
児童生徒を育成していく形は考
えていきたいと思っています。

○委員長（板橋真弓君）ほかにあり
ませんか。
堀内委員。

○委員（堀内和久君）失礼します。先
ほど、阪本先生言われたあれなんです
けど、2か所に絞ると的なことって
いうのが表に出てきと思うんです
けど、これ、僕、別に条例にそも
そも論、別に反対するものではない
んやけど、逆に言えば、あっても
なかったもどっちでもええと思
つとんです。私は。

っていうのは、先に聞いておきたい
のは、学文路中学校、西部中学校、
橋本中央中学校

が生まれる時の話ですよ。このとき
に、こういう条例あったんかって
いうことが、まず、僕は一番に思
ったんですよ。三つの中学校を統
合するとき、これは新学校ってなる
んか、移転ってなるんか、どうい
う表現になるのか分からないです
けど、この条例を敷くことによって、
教育委員会は何をこう思っている
のかっていう意図が全然、私、ま
ず読めません。高野口中学校を街
中への要望を受けて受理して、方
向性として、新しい場所に建て替
える、2か所ぐらいに絞ると、ほ
んだ、これでもう手順よくいつて
るんとかいうの、この条例の必要
性っていうのは何なのかなって
いうのを教えてほしいんですけど。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）候補地は
確かに絞っているんですけども、こ
こで具体的に進めていこうという
ですね、いわゆる計画地としての
決定までにですね、保護者さんや
街中への会の方などのですね、ご
意向を踏まえたうえで、市として
決定をしたいということがござい
ます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）そうしたらね。
ご意向を踏まえたうえっていうの
と、2か所ぐらいに選定しとるっ
ていうことが、合意性取れなかつ
たときはどうするんですか。

さっき教育総務課長おっしゃった
場所の選定とか、意見を幅広く
言うけど、またリセットしにいく
っていうふうには聞こえないん
やけど、皆さんの民意を聞いたら
。どっちみち教育委員会さん
って民主主義っていうか、民意
とは関係なく自分らの決めた方
針にいくんだろうけど、さっき
の説明と今の説明と整合性取れ
ないんだけど。2つでいくから、
このどっちかでどうですか
っていう説明とか、そういうこと
じゃなくて、お願いに行つて、こ
こでどうですやろうっていう話
をして、合意形成に行つて、円滑
化、スピード感をもっていく
っていうのが教育委員会の、何
て言うのかな、誠意違うの、い
かがです。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）今、
2か所まで絞っている状態で、そ
れについて、まず、ご説明をさ
せていただいて、そのうえでご
意見

をいただいて場所を決めよう、行く場所を決めていくような形で考えているところですので、丁寧に説明させていただいて、ご意見をいただく、そのうえで決めて、検討委員会として、こちらのほうがいいですよというようなご意見をいただいきたいと考えてるところです。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）そしたら、この条例は、ある程度、教育委員会さん、もしくは行政主体で2か所に絞ってきたから、この2か所のうちどっちかにしてくれっていうのを検討、決定するための条例っていう解釈でいいんですか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）スタートは2か所で検討しております。もし万が一ですね、委員会の中でいろんなご意見が出てきたときには、そのときは、それでまた考えていきたいと思ってます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）2か所がご納得いただけれへんとか、利便性とかいろんな、学識経験者、教育関係者以外の第3条2項以降の地域住民を代表する者、保護者を代表する者、学校関係者、その他教育委員会が必要と認める者っていうのが過半数を占めたときに、今ほんだ、教育総務課長言われたことで、この場所はちょっと将来性とか、予算は別の話になってくるんですけど、ちょっと違うよねって言われたときは、ほんだら、もう一回検討し直すっていうことを、今、説明したという解釈でよろしい。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）もちろん、私も提案したものをご理解いただければ、もちろん、ありがたいんですけども。もし、委員会として、どうしてもご納得いただけないときには、それはその意見として尊重しないといけないなどはと思ってます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）だからその尊重とか、そういう何か緩和した話じゃなくて、2つのところじゃない、無理やって言われたときは、じゃあ、つくつたれへんって言うんか、それ

とも、ちゃんともう一回リセットして考えるって言うんか、どっちなんて聞いとんですよ。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）移転するっていうことは方針としてありますので、違う場所っていうのも検討する必要が出てくるかと思っております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）2つで、ちょっとここでは、僕が2つがどこなのか分かってないけど、この2つで駄目やった場合ね、ほんだら、また広く検討しますって、検討課題にのりまして、ぼかされとるようにしか思えれへんのよ。決定ありきでいくんやったら、ここかここでお願いしますって、条例なしでもいくべきでしょっていうことを言いたいんですよ。ここで納得してくれと、早く子どもたちの環境を整えてあげたいんだと、保護者も寄り添ってくれと、そういうふうな気持ちで、こういくんやったら、この条例の意義って僕はあるのかなって、別に条例に反対しとるわけちゃうけど、条例別になかってもやらなあかんでしょっていう話をしとるだけの話。学文路や西部がドッキングするときは、そんな条例なかったんやから。その話をしてるんやけど、ちゃんと誠心誠意答えていただけます。白黒はっきり。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今、コンサルにですね、候補地の調査をかけてまして、2月にその数字があがってくる予定なんですけれども、そちらでですね、内容としましては、いろんな数値化をしまして、2か所あがっておりますけども、最終的には皆さん入っていただいたうえで、こちらのほうがふさわしいじゃないかっていうお話は、議論は出てくると思います。そういった中で進めたいと考えております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）そしたら、きっちりそこまで白黒言うてくれたという解釈、僕しますけども、そっちは言うたつもり違うって言うんでしょうけど、それはそれでもう無駄な時間やっても、まだこの後たくさん議案ある

○教育部長（岡 一行君）この条例を定めることによりまして、コアな話も出てくると思

本件につきましては、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を包含した計画として策定しました橋本市新しい学校づくり推進計画中の学校再編計画に基づいて、令和10年4月1日に隅田小学校と恋野小学校の再編統合を行うにあたりまして、恋野小学校を廃止とするため改正を行うものです。これまで令和6年5月から令和7年2月にかけて、市内全域におきまして、学校再編にかかる説明会、意見交換会を保護者、地域住民に行なってきましたが、特に隅田小学校と恋野小学校の再編統合にあたりましては、目標年度を当初、令和10年度としたため、廃校としている恋野小学校について、恋野地区区長会ですとか、恋野小学校PTAの方々と懇談等の場をもってきました。

恋野地区区長会からは、昨年11月に恋野小学校存続の嘆願書が提出されましたので、本年8月以降、3回の懇談を行なってきました。懇談の中で、嘆願書は提出者の思いが伝わっていましたが、小学校の実情、例えば、学年1人の学級で運動会などが行われている、そういった状況を区長さん方も見られているところ、それから、保護者さんからの声、届いてる声を聞いて、子どものことを最優先に考えると、再編統合を進めてもらいたいとの考えに至っているとの確認をさせていただきました。最終的に区長会総意として多くの保護者の声を踏まえ、市の判断を押ししたいとお言葉をいただいたところです。

恋野小学校保護者においては、本年10月に改めて説明会、意見交換会を行いました。PTAさんとも相談させていただく中で、当日参加できない保護者のことも考慮し、再編統合への思いや、質問を事前に取りまとめでいただいて、それに対する市の考え方も記載した資料を事前に配布したうえで実施させていただきました。その中でいただいたご意見は、再編統合に向けた準備や再編統合後の学校に関するものでした。このことから、再編統合に概ね了解をいただいていると判断しています。PTA会長からも同様の認識であるとお言葉をいただいています。また来年度、恋野小学校に入学予定の保護者さんと

も懇談等を行なっておりますが、保護者さんからは、入学児童がわずか4名という状況、それから、少人数学級での限界ですとか、子どもの心の負担、これ、保護者さんのお言葉をそのままお伝えしてるんですけども。あと、当事者である子ども自身が、人数の多い隅田小学校を強く要望しているってということなどから、隅田小学校と恋野小学校の統合計画どおり進めるとともに、再編統合2年前から学校選択を実施してほしいというような要望書もいただいています。

隅田地区及び隅田小学校区保護者におかれましても、第2期基本方針における説明会、意見交換会でいただいた意見等から、再編統合に概ね了解をいただいていると判断しているところです。これについても、隅田地区区長会長及び隅田小のPTA会長にも確認を行なって、市と同様の認識であるとお言葉をいただいています。

学校の再編統合につきましては、対象の保護者や子どもですとか保護者の皆さんに対しては、やっぱりどの学校が、いつどのように行うかなどを計画的に進めているってことを示す必要があることから、過日、市の計画として決定したところです。一方で、再編統合を進めるにあたっては、関係者の皆さんのご理解をいただく必要がございます。そういったことから、今後、他の中学校区も含めて、地域や保護者、皆さんへの説明会、意見交換会を順次実施いたします。併せて、小中学校設置条例の改正を提案する前に、学校再編準備委員会を立ち上げ、保護者や地域住民などで再編統合推進についての確認を行なったうえで、再編準備を進める協議に入りたいと考えています。そういったところの概ね再編統合に関する確認ができた段階で、中学校区ごとの条例改正の提案をしたいと考えています。

隅田中学校区に関しましては、先に説明させていただきましたように、計画決定前の段階から最も近い統合年度ということで、計画年度ということで、懇談や説明会を行なって、地域や保護者の理解が深まったとの認識から、学校の設置条例改正と併せて、今回、再編準備委員会の設置を進めるものです。

それでは、本議案の審査にあたりまして、別添資料を配付しておりますので、その資料について、担当より説明いたします。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長補佐。

○学校再編推進室長補佐（中林 正君）失礼します。それでは、議案第 19 号の橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についての提出させていただきました資料、説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。1 ページ上段（1）としまして、現在の隅田小学校と恋野小学校の児童数・学級数等を記載しています。隅田小学校の児童数は 219 名で、学級数は 14 学級となっています。恋野小学校の児童数は 44 名で、6 学級となっています。中段（2）です。再編後、令和 10 年 4 月の児童数・学級数としまして 204 名、11 学級を見込んでいます。

続きまして、2 ページをご覧ください。（1）隅田小学校、（2）恋野小学校の教室数を、2 ページの上段に記載しています。2 ページの中段に、再編統合先の学校である隅田小学校の施設情報と、一番下、下段のほうに、隅田小学校の施設整備の状況と今後の計画を示しています。隅田小学校は、平成 25 年度・平成 26 年度に大規模改修。令和元年度・令和 5 年度に空調、LED の工事。昨年度は、公共下水道接続工事を実施しています。また、令和 8 年度・令和 9 年度に屋内体育館の長寿命化工事を予定しております。

続きまして、3 ページお願いします。10 月 20 日の文教厚生建設委員会の所管事務調査時にもお示しさせていただきました資料と同じものですが、スクールバスの素案となります。今後、学校・保護者・地域住民などで検討を進め、停留所やルート、運行時刻などを決定していきます。

4 ページお願いします。4 ページは、スクールバスの導入に伴い、安全・安心につながるようスクールバスの乗降が管理できるシステムの導入を考えています。これは、これまでの学校再編に伴う保護者との意見交換会でも、スクールバスに関する不安についてのご意見をいただいております。その不安を

解消するためのものとなります。例えば、このシステムは、児童がスクールバスに乗車するときに、バスに設置の機器に QR コードをかざすと、保護者の携帯に児童が乗車したことが分かる通知が届くようなものとなっております。バスの降車時、降りるときも同様に、保護者の携帯に児童が降車したことが分かる通知が届くようなシステムとなります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）この議案第 19 号なんですけれども、この議案っていうのは、いつどの会議で決定したものなんですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）まず、基本となりますのは、この計画自体が市の政策決定をしております。そちらが、11 月 19 日になっております。その計画を基に提案をさせていただきます。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）すみません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがあります。その第 21 条には、教育委員会、次に掲げるものを管理し、及び執行する。そのうちの 1 っていうのが、教育委員会の学校の設置、管理及び廃止に関することというのが入っております。ということは、教育委員会議で、ちゃんとこの条例が審議されて議決されていなかったら、そもそも条例としてあげてくることは、法律違反であるというふうに私は解釈してますけれども、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）11 月 19 日に政策調整会議で内部の決定はしたんですけれども、少々お待ちください。その前にですね、教育委員会定例会で、この審議と言いますか、政策にかけるよっていうところは諮りまして、ずっと協議して合意をいただいております。そのうえでの政策への提案に至った次第でございます。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）教育委員会会議は、きちんと会議録をホームページに掲載されております。10月までの会議録には、そういう記載は一切ありません。また、11月の会議を傍聴した方からも、その議題はなかったというふうに聞いております。だから、この条例そのものを、何て言うかな、案件として出したってということではないと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）11月の定例会でパブリックコメントに関する議題、報告したんですけども、それまでに学校再編につきましたは、それまでの定例会のほうで教育委員会としては、もう決定しております。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）だから、条例として議案として議決としてこれとしては、要するに一切されてないんですよ。その、いろんな中のはあるんだけどね。

研究者の方に意見を聞きましたところ、設置条例の改正案を教育委員会で議決してから議会にかけるというのが基本で、基本方針とか、それまでのいろんな経過とか、そういうものであると、要件を満たしていないという、そういう回答をいただいているんです。だから、法律違反のことをやろうとしているんだから、これはそもそも撤回すべきではありませんか。

○委員長（板橋真弓君）暫時休憩いたします。

（午後1時37分休憩）

（午後1時41分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

この際、午後1時55分まで休憩いたします。

（午後1時41分休憩）

（午後1時55分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

答弁を願います。

教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今、地教行法の第21条の関係でご質問いただいています。地教行法第21条は、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。その1として、教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。そんなふうに書かれてあります。今、あげてるものは、設置、それと、廃止に関することということで、ここに該当するってということなんですけれども。このことに関して、管理及び執行する。ですから、教育委員会において、この、今、対象になっている学校をどうするかっていうことを、そこで付議し、決定してるかどうかっていうのが、一つ目大事になってこうかと思います。それにつきましては、本年4月に付議し、決定しています。そのことをもって、市の政策にかけ、その方針を市の政策として承認してもらい、今回の条例の上程に至っていますので、これを管理し、執行するっていうことについては、その手順を踏んで行われていると判断します。

○委員長（板橋真弓君）それは法的に、きっちり確認されてるってことでよろしいでしょうか。

教育長。

○教育長（今田 実君）ここに書いてある言葉どおり解釈すれば、今の手続きで、管理・執行っていうのは、できていると私は判断しています。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）そのことで問い合わせをしたところ、要するに、今年の4月で、この第2期基本方針について議決すると、そのことで、この法律の要求を満たしてるかどうかという問い合わせをしたところ、設置条例の改正案を教育委員会で議決してから議会にかけると、だから、基本方針では要件を満たしていないと思いますという、そういう回答をもらっているんです。本当に法的に、4月の付議で、この要件を満たしてるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）確認します。条例案についての、条例をあげることについて教育委員会議で諮るっていうことが必要なのですか。法律上という意味にっていうふうに、阪本委員は言われていると。そのことに関して、それが、条例案について法律、条例案が、基本方針に、条例案についてはいかがですか。あげる段において、手続きを踏まれてるっていうふうに、それが法的に。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 59 分休憩）

（午後 2 時 06 分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

この議案第 19 号についてのほかの質疑をその間に、調べていただいている間に、ほかの質疑を取りたいと思います。

ほかの質疑ありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）議事録に残したいので確認です。

恋野区長会から出されている撤回を求める嘆願書ってあったと思うんですけども、これについては、正式に取り下げられてるかどうかだけ確認をさせてください。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）撤回自体はされておられません。ただ、そのお話の中で、撤回っていうか、やっぱり出されたときの、やっぱり思い、提出時の思いっていうのも、やっぱりそれは当時の思いとして、やっぱり大事なものであって、今は区長会としては考えは変わってきているけれども、やっぱりそれは思いとしてっていうことで残っているっていうか、撤回っていうような状況にはなっておりません。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）あと、確認です。

先ほどの説明で、10 月に保護者の方に説明会をして、概ね賛同を得たって言うんですけども、ここでちょっと私、確認したいのは、何名の方が参加されて、何名の方が賛意を示されたかっていうのだけ伺いたいんで

すね。というのは、この前のパブコメでも、4 人が賛成で、14 人が反対してるのに、いや、理解を得られましたんで進めますっていう答弁だったので、何かそのね、1 人でも賛成したら、みんな賛成みたいなふうに、何か説明されても、私たちは分かんないんで、具体的に数字で何名の方が参加されて、そのうち何名の方が賛成の意を示されて、保護者の民主主義の中で賛成の方が多いんですっていうことを言っていただくと、私たちは、そうなら、それなら賛成しようかなっていう気持ちにもなるので、そこは明確に説明していただきたいと思います。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）当日ご参加いただいた方は、8 家庭で 11 人となっております。

その場でですね、賛成ですか、反対ですかっていうような、そういう確認、聞き方はしてないんですけども、事前にいただいたご質問、それからまた当日、加えていただいたご質問の中では、再編を進めるうえでの、例えば、留意事項とかに関する、その具体的なやり取りがあって、もう再編に反対するんだっていうような意思表示は、我々なかったと考えております。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）それは、再編に賛成しますか、通い続けたいですか、それとも隅田小学校に行きたいですかっていう、まず問いがあって、その次に行くとするれば、どのようにしたらいいですかっていう問いになってるんですか。そういうアンケートですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）その場というか、その入口の段階で、それを何かある意味前提に置いてっていう聞き方っていうことではなくて、再編統合をいろいろ進めていくうえで、何て言うんですかね、こういうことをやっぱり整理していくべきじゃないか、こういうことをやってほしいっていうことを、当日だけではなくて、事前にもいただいた中で、その考え方をお示しさせてもらったっていうところです。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）いや、それは再編することが前提なので、もうやむを得ないならこうやってくれっていう話があって、いや、そうじゃなくて、そもそも、今の恋野小、例えば、今の在校生で、再編のときが5年生になるので、あと一年行けたら、うちはこの卒業できるから行かせてくれとか、そういう思いがある保護者さんもおられるかもしれないって思うわけですね。そういう、その、ありきなんじゃなくって、そもそも、通い続けさせたいですか、それとも新しい隅田小学校に行きたいですかっていう質問があったんですかっていうことを聞いてるんですけど。今、ちょっとそういうお答えじゃなかったの。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室主任。

○学校再編推進室主任（東 和宏君）10月の説明会にあたってアンケート取られたのは、事前にやっぱりしっかりと内容を聞いておきたいっていうことで、保護者さん自主的に聞きたいことがあったらっていうことで集計されたものになります。それを事前にいただきまして、説明会当日で回答を返すっていうのも、落ち着いて聞けるかどうか分からないっていう状況もありましたんで、事前に全保護者さんに対して資料をお配りさせていただいたようになります。実際に当日来られたのが8家庭11名の方たちだったっていうことになります。現役の保護者さんに関しまして言いますと、2月に行いました第2回の説明会におきましても、一定、卒業できない、在学中に隅田小学校に行くことになるご家庭の方々からご意見いただいております、明確に反対っていうふうに意思を表明されたのは、実際の説明会の会場ではいらっしやらなかったんですけども、後日、集計しましたQRによってお一人、家庭いらっしやいました。また、ほかのご家庭に関しては、卒業させてあげたいっていう、当然のご意見もありますし、またそれが無理であるならば、やっぱりクラス編成であったり、事前の準備等をしっかりしていただきたいっていうようなご意見が多かったと考えております。実際に10月の説明会でいただいた意見に関しましては、明確に反対っていうところは、事

前にはいただかなかったんですけども、準備の状況等について主にご質問をいただいたというようなところです。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）8家庭なんですよ。私たちが、ちょっと個人的にやった、議員としてやったアンケートでは、12家庭から返答いただきまして、5家庭の方は、1学級で再編統合してもいいかな、あと、複式学級で、あと、2家庭が、複式で再編統合したほうがいいかな、7家庭の方が再編統合に理解を示す一方で、5家庭の方は、学級数・児童数に関係なく再編は必要ないっていうような、4割程度の方はそういうふうに考えておられるっていうのが実数でございます。未就学児の方は、ちょっとこれは少なくて3家庭しかなかったんですけども、1家庭の方は、再編統合賛成と、2家庭の方は、学級数・児童数に関係なく再編は必要ないっていうような返答をいただいているのと、今、教育委員会さんが、今、説明された8家庭で特に異論はなかったのっていう部分の、ちょっと温度差が、ちょっとあるのかなというふうには、ちょっと感じたので、それはお互いのデータが違うので仕方がないかなとは思っているので、こういう情報だけお伝えさせていただきます。

あと一点、もう一点聞きたいのが、今回、出された議案19号っていうのは、恋野小学校だけを廃止するっていう案になってると思うんですけども、従来からの説明では、恋野小学校と隅田小学校をなくして、新しい学校をつくるんだっていう説明を、ずうっとされてきてたと思うんですね。てことは、どうして隅田小学校と恋野小学校を廃止するっていう議案があがってこなかったのかっていうことが、私、非常に大きな疑問です。本来ならば、隅田と恋野が廃校になって、新しく3年後ですか、新しい、その準備委員会で名前が決まった小学校を設置するっていう建て付けが一番美しい作り方かなとは思ってたんですけど。なぜこの、そういう建て付けになってないのかの説明をお願いします。なぜ恋野だけなくなるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）ここは、

もう言葉のとおり再編統合ということなので、隅田小学校と恋野小学校が一緒になって新しい学校が生まれる。ここはもう変わりございません。計画の中でも当然そういうふうに、当然うたっておりまして、ただ、学校の場所については、現在の隅田小学校の場所ってことでの計画としては決定しております。当然この、今後ですね、新しい学校として、どのような教育していくんかとか、いろんな、学校名どうするんだとか、今後、決めていくことになります。そこは、現時点で、まだ協議を開始しておりませんので、協議を開始して、新しい学校名、ちょっとどうなるか分かりませんが、その状況が見えてくれば、改めて、この条例改正を行うってような考え方であります。ここは、橋本中央中学校のときも同じように、先に当時の学文路中学校と西部中学校が、まずは廃止をされて、その後、橋本中学校が橋本中央中学校ってことに協議の中で名前が変わってきましたので、改めて、その後、提案されたってような経過になっております。これと同じような進め方を、今、させていただいてるってことになります。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）それは一つの考えで、それは統合のときの考え方なわけですね。要は、なくなる学校だけでなくして、一緒にしますってだけなので、ほんで、名称変更って言ったら、名称が変わるだけで、その施設自体は続くわけですよ、ですよ。私、確認したときに、じゃあ橋本と高野口町が合併するときにですね、橋本市は廃止しないまま高野口だけ廃止して、一緒になったのかっていったら、そうじゃないと、橋本市もなくして、高野口町もなくして、新しい橋本市っていうのをつくりましたっていうふうな手続きをしますってことを確認させてもらったので、今回、対等やったら、これは建て付けの話なので、隅田小も一緒になくするような条例をあげてくるべきではないですかっていうことを、お伝えさせていただいてますけども、いかがでしょう。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）私たちと

しては、場所自体は隅田、今の隅田小学校の場所で新たな学校として開校していきますよっていう計画にしておりますので、今回、名前は決まっておりますが、再編統合で二つの学校が一緒になって新しい学校が生まれるんだってことは、先ほどから申し上げてますように変わりませんし、この条例改正のテクニック上のところもあるのかも分からないですけども、そこは、その考えは絶対的にありまして、新しい学校が決まってきた後に、その学校名の改正を行うってような流れで考えております。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）質問事項は変わるんですけども。今、再編統合ってことで協議しているわけなんですけども、事実を確認しますとですね。恋野小学校で複式学級は2クラス、そして、あとの学級が1クラスずつということで、それと通常の児童数におきましても、すべて一桁台の人数というところが資料に記載されております。こういう状況でいきますと、新しい学校づくりの計画のと通りの年度でスタートということは、もう決まってることなんかも分かりませんが、少なくともですね、交流事業とか、その辺のところは、やっぱり活発にさせていただいて、一つの学年では1人という学年もありますので、その辺はしっかりですね、一つの学校になるまでの準備期間の中でも、しっかり取り組んでいただかないと、この、やっぱり生き抜く力、生きる力っていうのは、やっぱり、ある一定の人数がやっぱり必要だということは、もう紛れもない事実だと思いますので、しっかりとその期間の取り組みも充実したものになるようにしていただきたいというふうに私は思うんですけども、その点はいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）もうそこは、おっしゃられるとおりで、やはり再編統合に向けてですね、事前の学校間交流っていうのは大事なことであります。そこは当然、学校、現場は学校になりますので、学校等とも協議を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）すみません。ちょっと個別の案件だったらちょっと申し訳ないんですけど。例えばこのね、今、2年生が1名しかおられなくて、来年度からは、入られる方は、必要であれば隅田に行かせます。もしくは、その兄弟は行きますっていうことなんですけども。例えばこの個別のね、この1学年1人しかおられない子どもは認めないって話になってるわけじゃないですか。今のスタンスだと。だから、もし、その、認めたら、来年からね、必要であれば行くよっていう。ただ、今の学習環境自体が本当に1人で、私も運動会見せてもらいに行ったら、確かにそこはね、私も感じるとありました。正直本当に。そう思うと何か来年からでも、1年間だけでも、例えば、その方が行きたいっていう場合は、何か認めてあげるとか、そういうような特例とかは、何か考えられておられるのでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）ちょっとそれぞれご家庭のことがありますんで、特定のご家庭のことって、なかなかちょっと申し上げにくい部分もございますが、今、そういった状況は、新年度に入学する子どもたちと、そのご兄弟が選択できるっていうことになりますので、その中で解消、解消っていう言い方悪いんですけども、その中でちょっとクリアになっていく部分もございます。

すみません。ちょっと説明補足させていただきます。直近で言いますと、令和8年度に入学する子どもたちは、隅田小学校か恋野小学校を選択することができます。その子のきょうだいも恋野小学校に残るのか、隅田小学校に行くのかを選択できるという制度になります。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。それはよく分かったんですけど。それは、この条例を可決した後の話の、今、説明なんですよ。確認ですけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）この設置条例が、改正が可決いただければ、その再編

統合が決定し、この学校区については決定しますので、そこが実施できるという状況になります。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）その、きょうだいの分は別として、何て言うんですか、中学校の統廃合っていうのは3学年ですよ。前から僕申し上げるように、小学校っていうのは6学年あるわけです。だから緩やかになっていうのは、そういう意味で当初から言うんですけど。教育委員会さんがいろいろ説明に行った結果、皆さんからの懇談の結果なんか、お願いの結果なんか、それともオーバーワークで人手不足やからか分からないですけど、基本計画がずれて延びましたよね、はっきり言うて。最初3年でって言うのとつが全体に延びましたよね。その理由がなぜなのかっていうのは別として、やっぱり小学校っていうのは6学年なんですよ。ほんなら、やるんやったらやっちゃってよっていう保護者と、地域で置いてよっていう答えが二分すんのは、橋本市内にかかわらず日本国内どこでもこういう議論、絶対あると思うんですよ。だからね、なぜこの、教育委員会に思うのは、政治ベースで教育委員会の宿題たらどうたらと違って、こういうふうな学校づくりをしていきたいんだっていう説明、懇談、意見交換と違って、何でお願いに、先頭切って行く人が行って、こういう学校にしたいって、何で頭下げて行けへんだんっていう話なんですよ、僕からしたら。意見聞きに行きますって言うて、幅広く意見聞いたら、四分六、五分五分になるでしょ。体力勝負するつもりやったのっていう話なんですよ。ほんで、近々に来て、こういう条例来てね、僕らから悩めますよ、どっちの答えが、その地域にとってプラス何かって。そこがもう、やり方がもう完全に間違ってる。はっきり言うて。お願いと説明と意見交換は違うんですよ。誘導しに行っただけじゃないですか、懇談って。その入口がまずね、政治力って言うか、市の姿勢が、まず僕は違うと思う。もう、なってしまったことやから、もう過去のことは置いといたとして、総務と総合政策おられるんで、答えれたらいいんですけど、

嘆願書と教育委員会の言う、それ同等のご意見をいただいとるって、市は何か書面を受理されたら、嘆願書っていうのは、辞書調べたら、権力者とかそういうお願い事をする書類じゃないですか。ほんだ、上位法に基づいて市の中核は、教育委員会の上の市の上層部は、嘆願書と言葉の何て言うの、こういう同等の言葉をいただいてますっていうのと、どっちが上位におられるんですか。お答えいただけます。

○委員長（板橋真弓君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）嘆願書であったり、要望書であったり、市に対していただく文書っていうのは、いろいろございます。それに対して、市がどういうふうな方向性をもって取り組んでいくかっていうお答えの仕方っていうのは、文書であったり、ただ、来ていただいた要望の段階でお答えするという場面もございます。ですので、相手さんにとって、どういう答えを出すかっていう場面とか文書っていうのは違うかもしれませんが、方針を示すというところでは、同じ扱いをもって対応しているということであると思っております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）僕の質問の答えは、嘆願書と同等の言葉とはイコールやっていうことですね。それはもう僕の考え方とは、そもそも違うんですよ。それは行政前に進められへんと思う、僕は。議会の議決があろうがなかろうが、地域住民の合意っていうのがあってしかりで、民主主義をもって進めていく、アンケートの結果民主主義どうやったか、地域のコミュニティの感覚と教育委員会合ってるのは、子どもの環境を整えてあげようって、少子化で、もう複式ばかりになるから、いつかこうなるよねっていうのは、これもう受け入れやなあかん事実ですね。その、何て言うん、ファーストタッチがおかしいわけですね。

そうしたら、逆に聞きますけど。令和9年から令和10年って、今、具体的な数字言うてますけど。この条例が議決されなかった場合、仮にね。ほんだら、来年入る3人、4人のお子さんがいらっしやると思うんです。その子

だけでも入れたったらええじゃないですか。学校区外すとか、清水小学校区でということやってますやん。学校教育課それ分かるでしょ、言うとの意味。清水小学校区に住んどきながら橋本中央中学校区であるがために、どっちみち、お兄ちゃんお姉ちゃんが中学校におるさかいに、清水・賢堂・向副に住んどる子どもたちね、橋渡って登校してますよね。それは学校教育課の管轄になるとちゃうんですか。それは許されて、恋野小学校入る、保護者が望んだら、来年の1年生からでも学校区外して暗黙で入れたったらええじゃないですか。進めやすいんちゃいますん。その点の整合性いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）学校教育課長。

○学校教育課長（川原一真君）今、ご指摘いただきました「指定校変更」という制度になります。これは、各家庭が抱えるいろんな事情を軽減するようなことを目的としております。

一定の要件を付けておりまして、その要件を満たす場合に教育委員会のほうで、就学指定校の変更を認めるというふうな制度になっております。具体的には、例えば、途中の転居、途中まで暮らしていたけども、途中で家が変わってしまった。友達関係であったりだとか、学校環境を変えたくないっていうふうなご意向があった場合に、卒業までその学校で就学し続けるというふうな申し出があった場合に許可するというようなもの。また、留守家庭でございます。特に低学年なんか多いですけども、学校が終わって家に帰った。そうすると、お父さんお母さんがお仕事で不在である。そういったときに身内の方、お爺ちゃんお婆ちゃんであったりだとかのお家を起点として学校を選択したいというふうなものであったり。また、中学校であれば、例えば、部活動ですね。自分がやりたい部活動がないといった場合に、その部活動が設置されている学校へ進学をするといったものがございます。ただ、この条件は無条件で広げていくとですね、いわゆる一つの学区撤廃のようなことにもなってくるかと思っておりますので、そこについては、教育委員会としては慎重な立場を取っております。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) 明確なご答弁ありがとうございます。

そうしたらね、今、学校教育課長言われた、あまり広げてルールあかんけど。ほんだら、これどっちが重たいんかってなったら、こんな何十年に一回の統廃合と言うか、これは、その、何て言うん、単年度で学校の、その、1人でおったら危ないであったりとか、中学校のクラブができないから違う学校行け、これは大いに理解できます。これは仕方のないことで。でも、今回の条例が議決をしようが、してなかったも、そのルールっていうのは、今、学校教育課長が述べたルールよりもっと上におけるルールで、保護者が望んで、もう途中で学校変えられる、令和10年で変えられるかも分からへんて、最初、僕、統廃合のときに言うたのは、今年入る1年生が卒業の年をもって、ほんで、選択権与えてあげたら、そんな揉めないでしょっていう話はしたと思うんです。ほんだら、自然にこう、減ってきたらっていう、失礼な言い方やけど、地域と保護者さんたちがそれを受け入れてくれるのであれば、もっと円滑にいったんと違うんですかっていうのは、もう去年、もっと前から申し上げとるんです。私の学校区である清水・学文路のときにもそれ言うたし、また、北のほう、境原のほうとか、境原は、また、紀ノ光っていうね、新しいベッドタウンがあるんで、ちょっと違う条件になってこようかと思うんやけど。各学校区によって、それぞれの地域性と保護者の皆さんの思い、理念っていうのは違うわけですよ。ある一定の線っていうのが、この今年入った、令和7年に入った子どもたちが卒業の年をもってっていうのと、通告しておいてあげるのと、受ける構えが全然違うっていうことですわ。だからやっぱり、市としての政治力、市の中枢から発信して、教育委員会とともにお願いという説明に行くっていうのが、行政の誠意ある務めなんちゃうんですか。市長御自らこういうふうな政策にしたいんだって言うてきたら、あなた方も説明の仕方変わるんとちゃいます。それをしないで、意見交換会で、アンケ

ートで、民主主義と相反することを進めるっていうたら、議会をばかにしとんかなっていうふうに、僕は思っちゃうんです。僕らのこと、ばかにはしてないの分かりますよ。そこに対しての議決を求めるという本気度が、しんどいでしょ説明しとんの。通さな怒られるし、通してこな怒られるし、通そうと思って質疑したら、こっちからも言われるして、板挟み食ろとんのも分かるんですよ。あなた方ほんま優秀で、一生懸命夜遅うまで時間外して、やってくれとんの分かるがゆえに、何やってんのって思うんですよ。終わりのない、抜けれへんトンネルの中へ入って、ああでもない、こうでもないって、でも、恋野小学校さんが、ほんまにこの数字、令和15年ぐらいに、3人、5人になったら、そろそろ悪いけど、隅田小学校へ行ったらどないですかって、僕も多分言うと思う。そうじゃなくて、もっと前からの準備っていうのが、機構改革で、それだけのメンバー、教育委員会に揃えとんやったら、なぜそういうふうな進め方をしてこなかったのっていう話。いずれ議決、条例議決案件がいずれあがってくるXデーが、こんなふうになるっていうふうに、十分未来予想できとったんちゃいます。それだけ優秀なスタッフ、市の中枢、全部そこへ集めとんやから。それが僕おかしいと思うんですよ。これ通れへんだらどうするんよっていう議論は、これ言うたらあかんから言えへんけど。

やっぱり、この3年っていう期間っていうのは中途半端すぎる。聞きたいのは、もう一個、来年入る子。2年後、3年後って照準合わせとるけど、来年の子だけでも保護者の意思で行かせてあげるっていうことはできないの。これはすごい大義になると思うんやけど。地域より保護者の思いの理念っていうのが重いところも一部あるから、教育委員会としてはどう受けるんですか。これは教育長のほうがええんかな。

○委員長(板橋真弓君) 教育長。

○教育長(今田 実君) ご質問、ありがとうございます。

保護者の思いっていうのは、子どもの状況を考えたうえで、やっぱりうちの子には、こうしてあげたいという、それに基づいている

と思います。昔は、ほんまに住んでいる場所で、そこの行く学校が決まって、それ以外はなかなか認められへんかったっていう時代がありました。けども今、その方向性っていうのは、だんだんだんだん緩くなってきてて、先ほど学校教育課長が説明したような、一定の決まり事の中で、この場合は認めるっていう形が、かなり幅広くなっています。どの規則なんかにもある、最後は、私の権限で認めるっていうようなことも書かれています。

ですから、今、言っていたことについては、ほんまに私が判断すればできる範囲のことでもあるんですけれども。やっぱり一つ考えらなあかんのは、どんな状況にあっても、言うてきたら全部認めるっていうわけにもいかん部分があるので、そのところは、いろんなことを考えながら判断していかなあかんと思うんですけれども、今、質問していただいているのは、今のこの状況っていうの、すごく大きなことじゃないですかっていうこと言っていたらと思います。けれども、市全体のことを考えた計画の中で進めていくこと、その中でカバーできないことについては、また判断していかなあかんとは思っていますけれども、基本的には、市全体の中での方針の中で対応していくことができたという思いで、今回の計画を出させてもらっていることになります。

あと、ごめんなさい。少し付け足させてください。

私も長年、学校で勤めてきた教員としての経験のことから話させていただくと、やっぱり子どもにとっていい判断をしていくっていうのは、大前提にあるっていうことは、ちょっと申し添えさせていただいておきます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）教育長、同じです。僕らも子どもにとって一番の環境を整えるっていうのも大事です。かたや地域も大事です。地域の、まずは嘆願書っていうのを、もっとちゃんと重く受けとめられないかん。嘆願書っていう、そういう書類より重たいもんでない限り、自分の気持ちの整理、一議員としての

気持ちの整理っていうのは立ちません。

やっぱりその3年っていう期間かな。途中で転校せなあかんっていうのが、親の頭に入っとったら、それは、僕、言うた意見になると思いますよ。そこ緩和するのは、学区の変更に値する形やと思うんですけど。学校教育課としてはいかがですか、それは。

○委員長（板橋真弓君）学校教育課長。

○学校教育課長（川原一真君）3年以前のということでございますか。

卒業まで子どもたちが、元々の学校でおりたいっていうふうな気持ちもあろうかと思っています。先ほどもいくつか要件を、私も申し上げましたけども、その中で、それ以上の学年になってしまったときに、学年内に分断を招いてしまうようなこと、また、学校の、今でも小規模で、なかなか学校行事等々も苦勞しているようなところを、よりですね、進めてしまうような可能性もございますので、一定、先ほど学校再編推進室も申し上げましたけども、2年というところで、ラインを引かせていただきたいと考えております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）そうしたら、途中の転校はやむを得ないという解釈になってしまいますよね。一部家庭の事情で学区を、中学校区を壊せって言うところんちゃうんですよ。あくまで中学校区単位で、小学校の校区が緩和することで保護者の思いに応えられるっていう形もあるんじゃないかなっていうのは一つの提案であって、この条例だけのマルペケで言うたら、どっちの意見も殺してしまう可能性があるから慎重に聞いとるんです。その辺の緩和策っていうのはないんですか。

○委員長（板橋真弓君）学校教育課長。

○学校教育課長（川原一真君）地域も大事にする。そして学校の子どもたち、保護者の皆さんの意見、考え、思いも大事にする。その両輪をとらえたときに、現状の方向が選択肢であるというふうに考えております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）分かりました。そういう解釈なんであれば、私も、よく分かりました。結構です。

○委員長(板橋真弓君)ほかにありませんか。
南出委員。

○委員(南出昌彦君)先ほど通常の学級の話もしましたけども、特別支援学級についても、私、気になります。やはりこの新しい学校、再編統合する機会、この新しい機会にですね、しっかりした充実したメニュー、具体的なメニューを立ててですね、育むという姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思います。そういう意味で、具体的に言うてもらわんでもいいですけども、その辺のところの考え方、どのように考えておられるか、お願いします。

○委員長(板橋真弓君)教育長。

○教育長(今田 実君)そこは本当にしっかり丁寧に取り組まなければなりません。これは、学校が変わる変わらなくかわらず、一人一人の個別の指導計画っていうのがございます。その指導計画に基づいて、今の状況で立てたもの、そして、一緒になった人数で立てるもの、そんなのを、今後、立てていく中で、それぞれの子どもさんに合った形での教育課程っていうのを作っていきますので、しっかりそこは学校とともに取り組んでいきたいと思います。

○委員長(板橋真弓君)ほかにありませんか。
岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君)令和10年の学級数ですね、見せていただくと、2年生と6年生が33名で1クラスっていうことですね、これ、結局、適正規模で2クラスつくっていう話やったんですけども、2クラスあるのは4年生しかないっていう、ちょっと計画がちょっとね、教育委員会頑張ってるんですけど、結果として残念な状態になってるっていう現実がある中で、先生のアンケートで、やっぱり30人を超えるとすごくしんどいっていう、やっぱり話がありました。ただ、この生徒数って決まらないので、33っていう現実あるの中で、そうになると、例えば、隅田は24人やったんですけども、恋野の生徒が9人来ることで33になるっていうことで、どう言ったらええんかな、学生にとっても教員にとっても、教育環境が悪くなるっていう言い方になってしまうの

かな。負荷、負担が多たって状態になるので、こういう場合は、一時的には、あと2人何とか頑張ってる、移住なり定住なりで、生徒さん、児童さん増やして2クラスになるっていう努力を、市としてどう取り組んでいくかっていう一つの話と。

あとはもう一個、それでも33人しかいなかった場合に、先生の負担とかも考えた場合に、教育効果を考えた場合に、教育委員会として、やっぱり先生を2人に何とかして、16人、15人のクラスにやることで、本当に、今の隅田小学校、恋野小学校よりも再編した後とのほうが、本当にこっちの環境のほうが良かったよねって思ってもらえるような、やっぱり環境づくりをやってほしいと思うんですよ、再編するならば。そこの部分の考えというか、意気込みというか、どういうふうに環境整備をしていくかについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長(板橋真弓君)学校教育課長。

○学校教育課長(川原一真君)今、おっしゃられましたように、33人の学級ができるようになりますと、以前よりも人が増えたということになるのは、これはもうご指摘のとおりです。

まず、本市におきましては、まず30名を超える、小学校1年生とかですね、また、場合によって、統合によって、人数増えた場合には、その学級に非常勤講師等々を配置してですね、そのあたりのケアを細かくしていきたいというふうな考えではあります。また、国のほうの統合による加配措置というものがございまして。そのような人員も含めまして、学校の人員の増、またそれ以外ですね、加配につきましても、県・国に対して要望をしていきたいと思っております。

先ほど33名とあったんですけども、もし、統合加配等が付くことによってですね、国の基準ではなく、学校独自の裁量として、それを2学級に分けるというふうな、このような運用も可能にはなっております。ですので、必ずこれは恋野、隅田に限ったことではございませんけれども、いろんなパターンの数の組み合わせで、次の学年が何人になるかというふうなことは変わってくると思いますけれども、その都度、逐一、なるべく先生方の負担、

子どもたちの負担が増えないように、教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

○委員長(板橋真弓君) ほかにありませんか。土井委員。

○委員(土井裕美子君) 私も今、岡本副委員長がおっしゃったのと同じ意見を持ってました。っていうのが、以前に、この答申を教育委員会が出されたときのアンケート、保護者さんに向けて取られたアンケートの中に、複式学級であるとか、単学級の保護者さんが、大体 40%から 50%の方が思われてるのが、クラス替えができずに人間関係が固定化していることが大変心配であるというような結果が出ておりました。それと、クラス数が少なく、クラス同士が切磋琢磨することができないことっていうのが大変心配であるというようなアンケート結果も出ておりましたので、って言って、再編後の児童生徒数、学級数を見ておきますと、今、副委員長がおっしゃったように、本当は 2 クラスでしていただきたいんだけど、1 学級しかないんだっていうところですね、そのような、特例措置というか、統合、再編をしたことによって、加配をしっかりとを付けて、少人数クラスって言うんですか、少人数クラスの運用ができると思いますので、校長裁量によってね。その辺のところを、きっちりとケアしてさしあげることによって、この、今、複式学級、単学級の保護者さんたちが、一番懸念しているクラス替えであるとか、クラスの仲間同士がなかなか切磋琢磨できないっていうことが、解消できるのではないかなと思っておりまして、その辺のところを、ぜひともお願いしたいと思います。

私も、隅田ですけれども、恋野も地元のようなものなのですが、私の耳にはですね、一刻も早く統合、統合と言うか、隅田小学校に行かせたいっていう保護者さんからの呼声が大変多ございまして、本当にこの辺は悩むところでございます。学童保育に関しましてですね、今、恋野には学童保育がございませんので、隅田学童保育所、学校の中にある隅田学童保育所と、外にある民設民営のはぐくむ学童さんのほうに、隅田のほうは 17 名

でしたかね、はぐくむさんのほうには 3 名か 4 名か、この生徒数で見ますと、生徒数が恋野、今、38 名なんで、半数以上の子どもたちが、今、実際、放課後は隅田小学校の子どもたちと一緒に過ごしている状況でございますので、子どもたちの中では、隅田に行っても、それほど、今の子どもたちはですけれども、不安はないのかなっていうふうに私自身が思っているところでございます。

先ほど、嘆願書は大変重いというような委員の声もございましたけれども、嘆願書にしましては、取り下げがなかったけれども、区長さんたちのお話を聞いてみますと、やっぱり地域としては、それはもちろん、やっぱり地域のコミュニティの核として学校があるわけでございますので、そこがなくなるっていうのは、本当に地域の火が消えて寂しくなるっていう思いは、もう重々承知しておりますけれども、まず、今現在、小学校に通って、通わせている保護者さんたちのお声を一番に考えると、自分たちは、もう保護者さん最優先、保護者さんの考え最優先でいきたいっていうようなことも言われておるっていうことも聞いておりますので、本当に私たちが決心、どちらに賛成するか反対するかも大変難しいところでございますが、その辺のところも加味してですね、最終的には結論を出していかないといけないんですが、先ほど申し上げました、統合しても 1 クラスにしかないけれども、教育環境をしっかり整えるっていうところで、しっかりと予算付けをしてですね、少人数学級で 2 クラスのような形で勉強がしっかりできるようっていう、そういうコミュニケーションがとれるような形のお願いをいたしたいと思います。その辺は、やりますっていうことでしたけれども、教育長どうでしょう。

○委員長(板橋真弓君) 教育長。

○教育長(今田 実君) そこは、本当にしっかり取り組んでいきたいところです。40 人学級のときやったら 37 人、38 人になったら、本当に大変になります。35 人学級、今、35 人学級ですけども、そうになったら 30 人超えて、35 人までのあたりっていうのは、やっぱりそういうような思いを持ちます。これはどこか

のタイミングで、どの学級定数を決めたとしても起こることなんです。そのときに私たちがどう対応するかっていうことが大事であって、そこのところは、これまでに、私たちは丁寧に対応してきたっていう、これは自負があります。

これからも、今まで以上にそこところは取り組んでいきたいということで、学校教育課長言いましたように、市だけと違って、国の制度もありますので、そこはしっかり要求していきたいと、そんなふうに思います。なぜ国の制度をしっかりと要求していきたいかというと、非常勤講師であれば、やっぱりこう、授業時間だけしかいることできないっていうような、そんな状況がありますが、定数として入れてもらえれば、そのプラスアルファ、授業以外のところでの子どもの関わりっていうのも充実してきます。だから、しっかり定数の中で増やしていくっていう努力を私としてはしていきたいと思っておりますので、どうか今後ともご支援よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(板橋真弓君)ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君)すみません。最後ぐらいの。もし、この条例通ったときに、来年度以降から希望される方は隅田小学校に通うことができるっていうことなんですけども、今、そういう方の意向調査っていうのは、何かされてたりするんでしょうか。もしされてるんだったら、見積もりとして、皆さんが行きたいって言うてるんやったらゼロになるでしょうし、何名ぐらいが恋野に通って、何名ぐらいが隅田に通いたかっていうか、意向が、もし、分かれば教えてください。

○委員長(板橋真弓君)学校再編推進室長。

○学校再編推進室長(家田郁久君)現時点のご意向っていうことになるんですけども。皆さん隅田小を選択される、ご意向があるっていうふうに確認しております。聞いております。

○委員長(板橋真弓君)ほかにありませんか。

南出委員。

○委員(南出昌彦君)取り越し苦労かなとは

思うんですけども。私、議会の一般質問で複数学級の確保ということ、本当にその都度、述べてまいりました。ただ、まあ、その本当に、1学年の人数が少なくなってきましたと、無理に2学年にっていうことになりますと、また1学年のクラスが、1学級のクラスが減ってくるということで、本当にまた多様な意見が、子どもたちが聞けないというふうな現象も起こってくるのかなと思います。結局は、声の大きい子の言うとおりにばかりになるというふうなことに繋がってもいけませんので、その辺は、もう、専門家として学校の先生方、子どものために、子どもの生き抜く力を育むという、その一点で、しっかりと判断していただきたいと思います。この点どうでしょうか。

○委員長(板橋真弓君)学校教育課長。

○学校教育課長(川原一真君)これにつきましては、当然ですね、統合あるなしにかかわらず、日々、教員は、子どもたちのためということで、日々、子どもたちに向き合っているところでございます。

いろいろ心配も寄せられてることは事実でございますけども、その点につきましては、教育委員会が最大限バックアップをしながら、現場の教職員以下、子どもたち、また、保護者の方々を支えていくということで、進めてまいりたいと考えております。

○委員長(板橋真弓君)教育長。

○教育長(今田 実君)今のことに加えてなんですけれども、学校がどのような学校運営をするかっていうことは、学校長の権限として委ねられてる部分があります。

今、言っていたような、クラスの編成が2つに完全に分けてしまうっていうのもありますし、一緒にしてるんですけども、学習内容によったら2つに分けて対応するというような、そんなことも、子どもの様子を見ながら、また学習内容も考えながらそういうような対応もしていくことはできますので、そのあたり、イメージとして、そういうようなことも持っていたらいいとおったらありがたいと思いますし、今後、学校の方針に合わせた形で私たちも配置していきたいと思います。

このスクールバスのルートらかって、大体の素案でいただいてますけど、今、恋野さんの人数見とったら、これからやっぱりあんまり増えることはないと思うんです。だから、例えば、今回は、今の生徒の状況やったら、バス停はことことことこと。でも、来年新しい子が入ってきたら、でもやっぱりこっちとこっちとこっちと、そこら辺を柔軟に、こっって決めるんじゃないしに、やっぱり家に近い、そのほうが、なんぼこないしてアプリでやっていただいたとしても、やっぱり家から離れてたとかしたら、ご両親にしたら、まだ帰ってないとか、今やったら携帯でね、今どこ歩いとるとかでも分かるやろけども、でも、ちょっとでもそういう短い距離で、できるような方向でいていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）暫時休憩いたします。

先ほどの、法的に大丈夫かという確認がまだのため、質疑が終結できませんので、確認できるまで継続審査といたしたいと思えます。

お諮りいたします。

議案第 19 号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、本件は継続審査とすることに決しました。

時間も経過しておりますので、この際、午後 3 時 10 分まで休憩いたします。

(午後 3 時 1 分休憩)

(午後 3 時 10 分再開)

○委員長(板橋真弓君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 議案第 20 号 橋本市立学校再編準備委員会条例について

○委員長(板橋真弓君) 次に、議案第 20 号 橋本市立学校再編準備委員会条例についてを議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

学校再編推進室長。

○学校再編推進室長(家田郁久君) 議案第 20 号 橋本市立学校再編準備委員会条例について 説明いたします。この条例は、先ほども少し出ている部分がございますが、市立学校の学校再編を円滑に進めるために、学校再編の対象となる学校ごとに、保護者・地域住民・学校関係者等で構成する学校再編準備委員会を設置するための条例の制定となっております。

学校再編準備委員会設置については、小中学校設置条例の改正を議会に提案する前に立ち上げ、保護者や地域住民などで再編統合についてお話し合いをいただいたうえで、中学校区ごとに条例改正の提案、議会に提案を行うものとなっています。

条項の詳細につきましては、担当よりご説

明をさせていただきます。

○委員長(板橋真弓君) 学校再編推進室長補佐。

○学校再編推進室長補佐(中林 正君) それでは、議案第 20 号 橋本市立学校再編準備委員会条例について 説明させていただきます。

まず、第 1 条は、設置に関する規定です。橋本市立小学校及び中学校の学校再編を円滑に推進するため、学校再編の対象となる学校ごとに学校再編準備委員会を設置します。第 2 条は、所掌事務として、再編統合推進についての確認を行なったうえで新しい学校の学校名や校歌、制服、新たな教育課程など、学校再編に係る準備、調整事項等に関することや、学校再編に伴い廃止された学校の跡地利用に関することなどについて協議する規定です。第 3 条は、委員会の委員数、委員構成の規定です。第 4 条は、委員の任期、また委員が欠けた際の補欠を置くことの規定です。第 5 条は、委員長及び副委員長の選任と役割の規定です。第 6 条は、委員会の会議に関して招集、議長、会議の成立、議決の要件の規定となっております。第 7 条は、会議の公開に関する規定です。第 8 条は、必要があれば委員以外の者から意見等を聴取できる規定です。第 9 条は、関係する委員会同士の意見交換及び調整を行う合同会議を開催することができる規定です。第 10 条は、委員及び会議に出席した者の秘密保持に関する規定です。第 11 条は、委任に関する規定です。

以上、条例についての説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) 前に、中学校を統廃合したときは、中学校統合準備会設置要綱ということだったんですけれども、今回、この条例にしたのは、どういう理由があるんでしょうか。

○委員長(板橋真弓君) 学校再編推進室長補佐。

○学校再編推進室長補佐(中林 正君) ただ

今の質問についてお答えします。

条例にさせていただきましたのは、委員さんに報酬等の支払いとかも発生する部分もありますし、あと、前の要綱では規定していなかった秘密保持に関する規定等も載せたような形になっておりますので、条例として設定させていただきました。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）委員に報酬を出すということなんですけれども、それは、第11条の、「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」っていうところで、規則なり何なりが、また別にあるということでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長補佐。

○学校再編推進室長補佐（中林 正君）教育委員会規則としまして、委員会条例の施行規則の制定も予定しております。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。しつこいようやけども、恋野っていう、さっきの議論、エリアは置いといて、これ全体的な条例、かかるとこの中学校区単位の条例になると思うんやけども。恋野のさっきの説明で言うたら、喧喧諤諤、早くやっちゃってほしいっていう意見と、置いといてほしいがミックスとして、苦渋の決断やってという意見もあったと思うんです。それはそのとおりだと思います。かたや違う学校区に対しては、置いといてくれとか、民意が逆の場合は、この条例の意味っていうのは、教育委員会はどういう解釈しとんですか。地域性によって声のボリュームが違うのに対して、また、声の方向性が違うのに対して、この条例を型にはまると言うか、どういう表現したらいいか分かりですけど、一緒くたに考えていいものかどうかとか、どういうふうに考えて、この条例をあげてきとんですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）最初の冒頭のご説明でも少し触れさせていただいたんですけども、隅田中学校区に関しては、一番最初の計画のところということで、計画の

決定前からいろいろ説明会等々で動いてきたっていうところになってます。基本的な考え方としては、準備委員会をまず立ち上げて、そこで、ここには保護者さん、地域の方、入っていただく形になりますので、ここで再編統合についての話し合いをしていただいたうえで、そこでの状況を見て、もう提案できるっていうのを判断したうえで、設置条例の提案をしていきたいと思ってます。

我々としては、当然計画を立ててますので、それに向けて頑張っていくっていうことにはなるんですけども、準備委員会を立ち上げて、話し合いをしていただいたうえでっていうふうに考えております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ちょっと僕の頭では理解できないんですけど。結局、そっちはある一定の覚悟と方針を決まったうえで、お願い、お願いという名の、失礼。懇談会、説明会という名のお願いに、今、行っとるわけですよ。すべての校区に。

ほんだら、その思いの理念っていうのが51%以上前に進んだときに、この条例っていうのは、さっき阪本先生言われたように、賃金の話は別として、要綱でもええわけですよ、はっきり言うて。過去にそれで統廃合したことあるんですから。この条例の持つ意味っていうのが、僕ちょっと分からなくて、これをしてしまうと、その方向性の路線に、一定の理解を示したことに世論、橋本市民からそういうふうに思われるんじゃないかなっていう恐ろしさっていうのは、僕の中では思ってます。条文を議決するっていうことは、ある一定の合意がある、もしくは政治的理念で、こういうふうに進めていくということの理念に対して条例っていうのが基づいていて、議会の議決を必要とするっていうような解釈のほうが、本来正しいんじゃないかなって、僕思うんですけど。

教育委員会の今の出し方と言うと、東西南北地域性、当然大事にしていけます。早くやってほしいよって言うところもあるんです。でも、完全に止めてくれっていう地域、完全って100%ではないけども、この地域から学校奪わないでくれっていう地域のところにも存

在するっていうのは、懇談という名のお願いの場で、アンケートもそうやけども、集約した情報元は、教育委員会内部の中枢にあるにもかかわらずこの条例をあげてくるということは、信憑性が僕の中で持てない。すなわち、この条例をあげてきても、例えば、我々、河南、境原、こっちのほうで止めてくれっていう意見のほうが多かっても、この条例があるから、とんとんと進めていけるんじゃないかなっていう入口を作ってしまう条例にならないかなっていうふうに思うんですけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）確かに入口っていうところは、学校再編を目的に、この準備委員会は設けますので、我々の、事務局としましては、再編を進めるために、いろんな調整が必要ですので、それを前もって行うということで、まず条例化いたしたいということです。

これを、例えば、ご審議いただいて、例えば、可決していただいたとして、後の三つの中学校区をですね、それに議員さんとして賛同されたとか、そんなんじゃないくて、これはあくまで準備委員会の設置条例でございますので、そこは違うと考えてます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）それが僕の中では、騙すつもりはないのは、そういう悪い人じゃないのは分かるとんですけど、そこが、この条文の落とし穴になっとなって、地域の制度、地域のカラーっていうのが、それぞれちごて、コミュニティよりも大事なもんが仮にあるとするならば、学校の教育現場、子どもたちの環境を整えるためだ、ここまではイコールやと思とんです。でも、地域によって、保護者も置いといてくれって、こうなってきたところがあるんであれば、この条例設置そもそものが、その入口がいらないわけなんです。だって、今まで何回も足運んで、懇談という名のお願いに行き、アンケートも取った結果、教育委員会、もしくは、教育委員会の中で、一つのね、親方さんが、失礼。市長さんが言われる宿題の答えを、市当局にあげたわけですよ。その答えは、いけっていうこと

やから条文あげてきとんでしょ。矛盾しとるやんっていう話なんです。恋野地区が可決になって、失礼。隅田中学校区が可決になった場合、この条例。河南のほうのところが、ある程度可決になったから、この条例。部分的に充てていきますっていうふうに、なぜ来ないんですか。設置条例っていうのは、この橋本市立学校再編準備委員会条例の中に中学校区単位でとか、そういうふうにはできないんですか。そうしてくれたら信憑性、諮るにあたっての信憑性はあたるんですよ。可決、否決は別ですよ。でしょ。学文路中学校のときに要綱であげてきとんのに、さっきの補佐さんの意見で言うと、追加せなあかん、必要性のある項目があるから条例に変えたっていう答えとは違うじゃないですか。でしょ。だったら、報酬だけあげてあげたらええじゃないですか。この委員さんに。学校単位で全然違うんですよ。教育委員会、アンケートしたらそれぐらい分かるんじゃないんですか。この条文は、ふさわしくないと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）この再編準備委員会は、中学校区ごとで組織をいたします。ですから、今四つの、今、中学校区で、九つの小学校の再編を計画として示しておりますけども、あくまで準備委員会は中学校区ごとで設置しますので、議員さんのおっしゃってることと、やっぱりそこは、それぞれで行かせてもらいますのでね、各中学校区ごとのご意見を吸い上げて行かせてもらいます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）でもね、そもそも論ね、課長さんね、対等合併とか、そういう何か新学校設立とか言葉言うけども、蓋開けてみたら校歌とか校舎っていうのは、文科省の指針で言うたら2学級制が望ましい、小さいところが大きいところに引っつく、これが文科省の指針やって入口であなの方、言うたんですよ。それで対等合併で校歌もどうや、新学校やって言うのは、もう自由な表現やから構わんですけど。それやったら、中学校区ごとで言うたら、小さいところが大きいところに引っつく、大きいところは、子どもたちちょっと減

ってきとるから、お友達が増えたら嬉しいねって、来たらあかんなんて言う保護者とか学校教育コミュニティないですよ。大きいところは来てもうたらどうぞって、でも、校舎がキャパオーバーやのに、来てもらって環境が変わるのはどうかってというのは、この条例とは別の話やからしませんけど。小さいところが大きいとこに引っ付くってという定義で、対等な話じゃないんですよ。

ほんだら今、課長・部長の言われる中学校区で置くって言うけど、引っ付いてもらう側で言うたら、この条例別にどちらでもええわけなんです。強いて言うたら、いつも副委員長が言うてる服の話であったりとかね、こういう約束事決めるのには、これでいけるかも分からないけど、そもそも論、前向いていない話の条例を、今、可決せよっていうこと自体がおかしいんですよ。なぜ校区内で分けられないって。引っ付かれる側のところは別に何も拒んでないんですから。だから、中学校単位なんでって言われても、清水・学文路・橋本小学校ってなってもおかしいじゃないですか、西部小学校も入るのかな。だから、引っ付かれる側のところって、別にその条例がどうのってというのは、一定のルールを決めるだけじゃないですか。制服とかそういう、こっちに通学バス入れるんやったら、うちも2キロか3キロやでとか、そんな話の、細かい話を作るためのものと、それが本来の形の条例じゃないですか。答弁やったら報酬を入れるためって、そんなん要綱で十分いけますやん。働いてくれた人に報酬払うのなんか、別に条例化せんでも当たり前の話やと思うんですけど、いかがです。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）まず一つ、中学校区ごとに条例提案は、もちろん中学校区ごとっていうことなんですけども、まず準備委員会自体は、それぞれの学校で設置していきます。なので、今回ですと、隅田の場合ですと隅田小学校、それから恋野小学校にそれぞれ立ちます。今後の中学校区においても再編統合が二校対象では、二校ともに立ち上げて、時には合同でやっていくっていうような流れになりますので、今おっしゃられたみ

たいに、学校ごとに立ち上げる中では、最初の、何て言う、意見の出方も変わってくる部分も確かにあると思います。残る側の学校と、そうでない学校での準備委員会での意見っていうのも、違ってくる部分も確かにある部分はあると思いますけども、そこで議論、話しをしていただいて、状況に応じて合同でやっていくっていう流れを考えてます。

もう一個、条例のところに付きましては、委員報酬を払っていくうえで、この、何て言う、規則か条例なのかっていうところで言うと、そこはやっぱり条例制定して、きっちり条例化したうえで払っていく、支払っていくというのが基本にありますので、今回、条例の制定を提案させていただいてるっていうような状況です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）条例制定しないと、規約とか約束事、要綱のレベルでは、委員報酬は払えないんですか。

○委員長（板橋真弓君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）報酬を払うためには条例が必要となります。いわゆる報償金っていう形で払う場合は、記念品のような扱いになりますので、条例は必要ないと考えます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。分かりました。勉強になりました。

そしたら、お金を払うためには、この条例が必要という定義は、私の中で理解したんですけど。さっきのもう一個のほうですね、地域性によって、民主主義と相反する形を、ある程度煮詰まってないのに条例化するってことは、条例化してからまた説明に行くみたいな感じに聞こえるんですよ。まあ言うたら、割とさっきの話もそうですけど、幅広くいろいろ決めていくんやって言うけど、ある一定のもう説明とか、懇親会とかお願い事に行っというて、概ね方向性と教育委員会での合意性は取って前へ進めていくんや、いやいや条例作ることによって各地域のまた意見もくみ取るんやって言うたら、また振り出しに戻る条例になってしまえへんのかなっていうのも、ちょっと思うんですけど。

やっぱり地域の意見とか、地域の保護者の意見っていうのが大事やってというのが、さっきの、一個前の話であったと思うんです。ほんだ、その方向性に向いてないところに対して、この条例っていうのは必要なのか否かっていうのが、ここがすごく、僕、気になるところなんです。それがさっきの言う入口になるんですけど、そんなつもりはないのは分かるんですけど、そう思われると思いません、でも。その辺の、教育委員会、どういうふうに考えてこの条例あげとんかな。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）今までです、第2期基本方針を策定して、今回、新しい学校づくり推進計画として決定するまでの間、2期方針のところから説明をしてきました。説明会、意見交換会を実施してきて、今、計画の策定に至っておるっていうところです。

今後、私たちとしては、この計画を基に進めて頑張っていくっていうところはもちろんあるんですけども。実際、この計画を進めていくうえで、計画としては決定しましたので、それを改めて、保護者とか地域の皆さんに説明会っていうのも実施していく必要があると考えています。併せて、この準備委員会を立ち上げて、その中でもいろいろ話し合いをしていただいて、煮詰まったっていうことで条例提案っていう、丁寧な対応をしたいっていうふうに考えています。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）よく分からないですけど、それが答弁なんやったら、それでいいと思います。

僕、もう一個だけ聞いときたいのが、第10条、秘密保持のところですね。どこにでもこういう文章ってあるんですけど、これだけ大きな話になって、この条例が仮に敷かれたとして、合意形成取っていくうえで、いろんな会議の中の会議の中の会議録っていうのは、ある程度開示せなあかんかもしれん。ほんだ、この秘密保持って言うのは、どういうことになるの。横のつながりで、みんなに伝えていきたいんやけど、この会議出たもんは言うたらあかんぞとか、そういうことじゃないと思

う。会議録が世に出るんやから、秘密保持っていうのは、何の定義をもって秘密保持をうたうんですか、民主主義の中で、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）例えばなんですけども。再編をするにあたりまして、個人情報に触れるところとか、そういったところがあたいすると、一つの例ですが考えております。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）第3条の組織のところで聞きたいんですけども。委員25名以内っていうのなんですけども、やっぱり民意を反映するっていう意味で、例えば、教育者とか学校関係者とか行政側の人間で、この人数配分をどのようにするかで、全然議決で変わってくるわけですよ。過半数で議決しますっていう時に、教育関係者、学校関係者、その他教育委員会が必要と認める者、どのレベルが行政の人間で、どの辺がその地域の住民とか保護者とか関係者なのか分かんないんですけども。ある意味、教育関係者っていうか、行政側から出る方は進めたいことを前提にやるんで、推進派みたいな形になって、学校関係者って言っても、この前のアンケート取ったら分かるんですけども、当該学校の先生方っていうのは、やっぱりね、教育委員会に、こういう私たちが考えてることが漏れるとね、やっぱり本来あるべきのは教育に集中するところで、そういう行政的な政治的なことはね、口出しすべきでないっていう極めて犠牲的な方が多い中で、意見を言え、賛否に関してはやっぱり意見を言えないような中で、ともすると賛成せざるを得ないというかね、行政の言うことに当然従っていきますよっていう中で、この部分でも、その半数が、もう賛成なわけですよ。あとは地域の方と保護者の方が、ほんまに少数でも、1割の方とか2割の方でも、私は賛成ですってなっちゃうと、可決しましたよねと。ほんなら、雰囲気としては地域の人からしたら、周りの人みんな反対やのに、議決権というか席の数では半々、負けたから、これは賛成多数で決まりましたみたいな話になってしまって、非常にこの、何か民意の反映の仕方っていうのが

非常に難しいなと思って、例えばその、この会議の出席者の、例えばこの、地域住民を代表する者、保護者を代表する者は、多分、出席者の半数以上じゃないとあかんとか、何かそういう、何か条文があったりとか、例えば、議決権を有する者は、教育関係者を除いた地域の人、保護者の人ですよとか、何かそういったものを、私は個人的には、もうちょっと制約的に抑制的にやっていって、皆さんが本当に、これでやってほしいっていう賛意のもとで再編っていうのは進められていくべきなんだろうとは思いますが。そういった条文にはなされてないんですけども。この人数配分ですね、委員の25名のうちの人数配分をどのようにお考えなのかお聞かせください。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長補佐。

○学校再編推進室長補佐（中林 正君）ご質問にお答えします。

現時点で想定しておりますのが、学校のPTAの代表の方、区長、それぞれの区の区長さんの代表の方、学校運営協議会の代表の方、教育コミュニティの代表の方、青少年健全育成会の代表の方、未就学保護者の方、あと、公募委員、あと、学校の先生、校長先生なり教頭先生、今、小学校の準備委員会で言いましたら、20名程度想定しております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）例えばこれ、学童の方とあって、小学校だと結構影響大きいと思うんですけども、そういう方は、今、お考えにはなっておられない感じですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）学童の団体さんとも個別の協議は当然あるんですけども、今、言わせていただいた委員さんは、内訳は、一旦、今のところの想定とはなっておりますけれども。今、いただいた学童さんっていうのも、学校の運営の直接的ではないかも分かりませんが、なってる部分がありますので、いただいたご意見も踏まえて、ちょっとメンバー構成は考えていきたいなと思います。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）必要な方を入れていただければいいんですけども。議決の部分で、皆さんの意見が本当に反映、過半数で反映されてるっていうような立て付けにしてもらいたいっていうのが、よろしくお願いします。

あと、これ各学校ごと作るっていうことなので、恐らく想定されるのは、城山と境原とかで、例えばで言うと、城山は多分、先ほど、堀内委員言われたように、来る分には良いよみたいな話で、多分、参集範囲もほんまにどこまで集まるか分かんないけど、どうぞどうぞっていう感じになって、境原のほうが、例えば、嫌や、ああだこうだという感じで異論が噴出したときに、当然、各学校って再編される側とするほうで意見が分かれることが多分、恐らく想定されます。そのときに、どちらの準備委員会の決議を優先するのかっていうのが、この中に含まれてないわけですね。そうなったときに、城山は賛成、境原は反対、城山のほうが人数多いから、そっちのほうが優先で、引き続き進めますみたいな話しされてしまうと、結局、何やったんやって、今までの議論はって話になるので、同じ中学校区内で再編する側とされる側の準備委員会の、何だろうな。統廃合に関しては、どちらが優劣があるとかいう話は、やっぱり、あったほうが本当は良いっていうか、どっちも再編したほうが良いっていうのが一番良いんですけども。その辺っていうのは、何かあるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）個別に設置するわけですけども、当然、合同会議も出てきます。内容にもよるかも分かりませんが。合同会議の中でやっぱり決定していくべきものであったり、個別の学校、再編が決定した後は、いろいろスクールバスとか、その、こっち側の学校だけの協議がメインになるよねっていうようなこともあろうかと思うんですけども。合同の会議も実施しますので、そういった中での最終的な判断っていうような部分が出てこようかなというふうに考えます。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）この合同会議の議決ってというのは、どのように決まるんでしょうか。例えば、学校教育委員会は進めたい。ほんで、統廃合するほうは、問題ないから良いですよっていうと、ほんで、統廃合される側は、反対ですってなった場合に、3対2で通るわけですね。ですね。白紙的に言うんですよ。そうなったときに、一番弱者たる統廃合される方の意見が消されてしまうっていう立て付けになるわけですよ。だから、そういうところまでちゃんと考えて、この条例って組まないと。後々、やっぱり禍根を残すし、変な話、個別で言うと申し上げるのは、城小の保護者がみんな賛成したから境原が潰されたんやっというようなことになって、結局、地域の分断が我々に、我々って言うか、地域ごとで向けられる可能性もなきにしもあらずなので、そこの部分は十分配慮されるような条例の立て付けというか、にしていただかないと、極めてちょっと問題あるかなとは思いますが、その辺いかがでしょう。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）この設置、準備委員会での議論、やっぱり人選のところからも、すごくやっぱり大事ですし、ここを公平な形と言うか、話し合いしていただくうえでは、そこのところで、中での議論が当然、もう今、学校によって意見が分かれるっていうような状況もあるかも分かりませんし、地域と保護者で意見が分かれるっていうような状況も想定される部分もあります。

そこは最終はやっぱりこう、総意としてっていうところにはなるんだろうと思うんですけども、総意として、準備委員会として、どう考えていくんかっていうところもあると思うんですけども。

今、言われたみたいに、その立場が違う状況で片っぱのほうを、言い方悪いんですけど、責めるとか、そういうような状況にならないように、やっぱり丁寧に運営はしていく必要があると考えています。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
阪本委員。

○委員（阪本久代君）ちょっと何か聞いてて、

ちょっと私の思ってたんと違うっていうか、これ、例えば、各小学校に25名以内の委員を作るっていうことで、ちょっと確認したいんですけど、いいんですか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長補佐。

○学校再編推進室長補佐（中林 正君）すみません。ご質問いただきました、今、各対象の学校ごとに準備委員会を、学校ごとです。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）委員会は、学校ごとに作りますので、例えば、A小学校で25名以内。B小学校で25名以内。それが合同でしますので、その分、数は増えるっていうことになります。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）分かりました。

それと、恋野小学校の場合は、先に、廃止の設置条例が来て、この準備委員会になってるけれども、次からは、準備委員会が先、立ち上がって、そこの中の議論を踏んで設置する、要するに統廃合するっていうことが決まったら、設置条例にいくっていうふうにおっしゃったんですけども。そうしましたら、このそれぞれの委員会での議論の中で、また合同の中で、私たちは統合しないほうが良いっていう結論になったときは、統合しないっていうことでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）委員会を設置して運営していく以上は、再編を円滑に進めるような形で説明をいたしますが、もし今、議員さんおっしゃられたように、そのような話になったら、ちょっと申し上げにくいんですけども、例えば計画の見直しとか、そういったことは、ないとは言えません。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）もう一つ確認なんですけれども。だから、あと三つの中学校区が残ってるわけですけど、その準備委員会っていうのは、この条例が通ったら、もうすぐに立ち上げていくんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）残りの三中学校区を一気に同時並行的に立ち上げる

というイメージは持ってません。

ただ、再編統合の私たちが計画してる年度があります。条例の改正を議決いただいてからその統合までの準備期間も、やっぱり2年から3年はかかっていく、施設整備もそうですし、決まった後の詳細の協議を詰めていくのに、やっぱり2年か3年必要になってくると考えてます。それからさらに、条例提案の前に、この議論を開始していきますので、その統合年度がそれぞれ学校違いますので、それに応じて順次立ち上げていって、そこの話し合いを進めていく、なんで三校、残り三校同時に立ち上げてっていうことは、イメージとしては持っておりません。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ちょっとそこ、私ちょっと解釈がおかしいなと思ったんですけど。恋野の件に関しては、喧喧諤諤やって、この条例あげてくる。これの受け方と、さっき先生言われた、阪本先生言われた、この条例通ってからアクション起こすっていうので、もし駄目だった場合は、ちゃんと覚悟決まってますっていう、ちゃんと部長答弁もうとんやけど。何かこの辺が矛盾を感じるんですけどね。

だから、請願の内容ではないんですけど。答弁してますやん。合意形成が取れてないのに前へ進むっていう覚悟を持つとる人が、今の部長の答弁を信用せえっていうことなんですか。ここが分かればんのよ。合意形成取れてないのに進むんだって来とる人たちのグループを、恋野の話を置いて、この条例通ってから各小学校単位で作っていったって、もし、うちらはもう引付きたくないっていう形がもしなったら、見直さなアカンっていう言葉を、私らに、この審議の材料として信じれっていうことを言うとするんですか。ちょっと矛盾してないですか、答弁。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

先ほど阪本議員さんがおっしゃられたのは、この準備委員会を組織されて、例えば両方の学校が再編を、極端な言い方したら、望みたくないとかっていう意見、例えば一致するような例でおっしゃったと思うんです。そんな状態で押し切って条例改正をあげるわ

けにはいかないんで、いきませんので、そういったこともないとは言えませんが、そういう答弁を返させていただいた次第です。

当然、会議の中では円滑に進めたいっていうような形で各議題を議論していくんですけども、いきたいんですけども、もしそのような状況になってしまいましたらですね、実際、子どもたちのより良い環境や思っへんわけでしょう。そないなったら、そういうのがもっていきませんけども、ないとは言えないという形で答弁させていただきました。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）しつこいようですけど。それでもでも、合意形成なしでも私たちの信念で行くんやって言うとする人が、それやったら、この、今の議論しとる条例を、各中学校単位別々で諮るとるんやったら言うとするとは分かるんですよ。そっちのある程度の、合意形成から合意に至るまでの何らかの尽力、説明、お願いに行き、こういうふうに変化してきたんだ、いや、こっちのほうが必要が高いんだっていう一定の理解を得て、ほんで、この恋野のパターンと同じように来るんやったら、そっちのほうに通ると思いません。これ、かたや一つは先、通しといて、あとの条文、あとの残りの学校は通してから条文って、これ同じ意味と全然違う条文になりません。結局、統廃合とか終わった後の跡地利用とか周辺のこととか、いろんな条件整備とか、何かしらの議論する場とかになってこようかと思うんです。ありがたい交付金とか国費いただいて何かをしていくっていうまちづくりの部分は、この後の話ですやんか。今、あなた方やっとなのは、子どもたちの環境整備を最優先するっていう話の民意を問うた結果、民意をもうてないけども進んできた結果、ここに本気度を試しに来とるんでしょ。だったら学校ずつ単位で、この条例っていうのは、橋本市立再編準備委員会じゃなくて各小学校の名前書くとか、各中学校単位の名前書いた条例っていうふうにするのが筋なんではないんですか。先ほどの最初の話に戻りますけど、教育委員会議とか、そういうところでは、そういう話の議論に

はならなかったんですかっていう話ですよ。いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）そういった議論はなりませんでした。

条例としましては、各学校再編という形で四つの中学校区で、これをベースにしてですね、組織していきますけども。

議論としましては、中学校区単位で個別の話が出てくると思います。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ちょっと残念っていうか。その完成度の部分がどの程度なんかっていうのは、理念は伝わってます。思いも、汗の量も伝わってます。否定するものではないです。でも、こっちかって、市民を代表して来とるわけですから、覚悟は同じ以上に持つとるとということなんです。そこはもう、ご理解いただきたい。

ちょっと僕は、この議論は理解しかねる部分がありますんで、もうこれ以上、平行線いってもしかあないんで、結構です。

○委員長（板橋真弓君）ほかに。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）第2条の3項の跡地利用に関することっていうところで、廃校にした後どうするかっていうのは、地域で決めてくださいよって話なんですけど。今、この、言うたら、高中の移転とかね、やっぱり、何だろう、大規模修繕が終わって、それでも80年経つと、もう使えないよっていうときに、建て替えてっていう話になったときに、今回、学校統廃合して、今の統廃合、再編する側の学校の敷地で、要は、場所を敷地内で準備できて、グラウンドに校舎をつくって、そっちを潰すんだっていう、構想の中でできるんやったら良いんだけど、もしそういうのが、その学校の敷地内だけでは難しいよってなると、その校舎建て替えのときに、全く新しい、また場所をね、何だ、地域の人口重心というか、一番ここにあったほうが本当は良いよねっていうことから、全く新しい場所にやる、もしくは過去の廃校した学校を潰して、もう一回そこに新しい学校をつくりなおして、そっちに今度通ってもらうっていうよう

な、何かそういう長い目の構想っていうのが、ある一定必要なかなと思うんですけども。

絶対その、今回廃校する学校が、今回って言うか、この条例に関わる学校を、もう今後、学校として一切利用しないっていう話だったら、この皆さんで考えてもらったらいんだけど、教育委員会でそういう思惑が、もし、あるんだったら、逆に、今後はこれ20年後の次の学校につくる場所にしたいんで、そこは、何だろう、こういう議論にするべきなのか、それで合意を得たらそれで終わりっていう話なのか。何か、そういう長い、何だろう、建物の利用に関しての部分っていうことは考えられて、この跡地については、皆さんで考えてくださいねっていう投げ方にしてるのかどうかだけお伺いします。

○委員長（板橋真弓君）学校再編推進室長。

○学校再編推進室長（家田郁久君）将来を見据えてっていう、ちょっとご答弁にはならないと思うんですけども。学校が、やっぱり今まで担ってきた地域の核って言うか、地域のいろんな面で地域も学校に関わっていたいとおったっていうことで、その核となる、いわゆる施設が廃校となる学校では、無くなっていくっていうことがあります。ここは地域の人も心配してる点です。ここについては、いわゆる持続可能で、例えば、公共性の高いような活動をしていくのかとか、そこはやっぱりこの地域のニーズと言うか、思いのところは、一番最も大事なこととは考えてますので、そのうえで、ほかにもいろんな議論がちょっと出るかも分かりませんが、その視点で協議を行なっていきたい、話し合いを準備委員会の中でもしていただきたいっていうふうに思ってます。

長い、今、委員さん言われとったみたいに、もっと先の将来見据えたときっていう、ちょっとご答弁にはならないんですけども。そこはやっぱり、今、私申し上げたようなところでの話し合いになっていくというふうに考えてます。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）これももう老婆心ながらで、今、皆さんが高中の行き先がね、なくて、なくてっていうところで、非常に苦勞さ

れてることを、今、学校をなくして、なくして、なくして、払い下げたり、違う使い方をして、結果的に、今ある中学校が、今度、建て替えてなったときに場所がないって言って、後世の皆さんに重荷にならないようにね、あれは20年前にあのときの部長が考えてくれて、あそこ場所確保してくれてるから、あそこにしたら良いんだ、ありがたいよねって、あとはもう、そんなときの予算だけだよみたいな、そういうね、何か長い目で計画をちゃんと作っというてあげることがね、やっぱり今、次、次世代に対するね、職員に向けてのお土産にもなると思うんで、そういうことも考えてですね、計画していただけるような環境にしてもらいたいと思います。要望で結構です。

○委員長(板橋真弓君)ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ちょっと暫時休憩いたします。

(午後3時56分休憩)

(午後4時00分再開)

○委員長(板橋真弓君)再開いたします。

これより討論に入ります。討論される方ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君)反対の立場で討論いたします。

いろいろ説明もありましたけれども、やっぱりこれは統合のための準備委員会でありまして、まあ言ったら、再編が前提になったものとなっています。やっぱりまだまだ地域の中でも、また保護者の中でも、今現在と、その時期が近くなってきたとき、また考え方も変わってくるってということもありますし、やっぱりもっと慎重に、こういうことはするべきだと思いますので、反対いたします。

○委員長(板橋真弓君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君)ほかに討論する方あ

りませんか。

堀内委員。

○委員(堀内和久君)あえて反対の立場で二つ目、討論失礼いたします。

やはり計画の理念っていうのが、申し訳ないけど甘いと思います。市当局の汗の量を一切否定するものではございませんし、ご互いの立ち位置で、橋本市の子どもたちの環境を良くしようという定義は一緒であると、それは信じております。でも失礼ながら、やはり説明の仕方であったりとか、市のお願いの仕方っていうのは、やっぱり今まで不味かったのではないかなという提言にも対して、スタンスを変えてないということに対して、やっぱりちょっと私は不信感を持ちます。

そして、子どもたちの教育現場を整えるということには、同意するものではありませんが、やはり地域性であったりとか、地域、保護者からの要望、お願い、賛成・反対となったときに、やっぱり地域性によって答えが違ってくるというのは、やはりくみ上げれてないというふうに判断いたしまして、この条例には反対いたします。

○委員長(板橋真弓君)ほかに討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(板橋真弓君)採決の結果を報告します。起立者は4人です。

ただ今の出席委員数は、委員長を除いて8人ですので、可否同数であります。

よって、委員会条例第17条の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、委員長は可決すべきものと裁決いたします。

暫時休憩いたします。

(午後4時4分休憩)

(午後4時5分再開)

○委員長(板橋真弓君)再開いたします。

この際、午後4時20分まで休憩いたします。

(午後4時5分休憩)

(午後4時20分再開)

○副委員長(岡本喜好君)再開いたします。

板橋委員から、ただ今、可決すべきものと決した議案第20号に対し、附帯決議案が提出されました。附帯決議案は、お手元に配付いたしております。

それでは、提出者である板橋委員の提案理由の説明を求めます。

板橋委員。

○委員(板橋真弓君)議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例に対する附帯決議。

橋本市立学校再編準備委員会の条例の施行にあたり、下記の事項を強く求めるものである。

1. 今後は再編を決定する条例改正の提案前に、橋本市立学校再編準備委員会を適時設置し、再編についての協議を進めていただくこと。

2. 橋本市立学校再編準備委員会の意見や協議内容を尊重し、その結果によっては、再編統合の実施時期変更や再編統合の中止も検討すること。

以上、決議する。

令和7年12月8日 板橋でございます。

○副委員長(岡本喜好君)説明が終わりました。

これより、本附帯決議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君)これは、すみません。可決したことでの附帯決議ですよね。だから、議案第20号に反対の者としては、附帯決議にも反対する。ですよね。

○副委員長(岡本喜好君)板橋委員。

○委員(板橋真弓君)そのとおりです。

○副委員長(岡本喜好君)南出委員。

○委員(南出昌彦君)ちょっと一点、質問させていただきます。

一つ目のね、「今後は再編を決定する条例改正の提案前に、橋本市立学校再編準備委員会を適時設置し、再編についての協議を進めていただくこと」というところ、ちょっと詳しく説明いただきたいのは、条例改正を提案する前に設置できるんでしょうか。

○副委員長(岡本喜好君)板橋委員。

○委員(板橋真弓君)この条例は、設置管理条例のことで、先ほど教育委員会のほうから、そういうお話があったと思うんですけども、この準備委員会条例が可決されることによって、設置管理条例によって統廃合する学校が決まってしまうので、それよりも前に、住民、保護者の意見であったり、すみません。ちょっと取り方がおかしくなるような内容になってしまいまして、すみません。説明、分かりますでしょうか。分かりませんね。

○副委員長(岡本喜好君)南出委員。

○委員(南出昌彦君)これ、条例改正って、ここでいくと大体常識的に考えて、この準備委員会の条例っていう解釈になってしまうので、ちょっと分かりやすい表現にお願いしたいと思います。

○副委員長(岡本喜好君)板橋委員。

○委員(板橋真弓君)再編を決定するという意味なので、ちょっときちっと書き換えたほうが良かったですかね。分かりにくいかなとは思いますが。とにかく、統廃合の再編を決める前についてという意味で、ちょっと書かせていただいたのですが、ちょっと誤解を招くような内容にはなってるかなとは思いますが。

○副委員長(岡本喜好君)南出委員。

○委員(南出昌彦君)お聞きしますけども。そのうち、小中学校の設置条例の提案前に準備委員会っていうのは、いけるのかな。設置できるんですか。

○副委員長(岡本喜好君)板橋委員。

○委員(板橋真弓君)先ほど教育委員会のほうから、学校再編準備委員会、在り方を、保護者さんとか、そういう地域の方も入ってのそういう会を、在り方を、在り方も、再編

に関することも含めた準備委員会で、いろいろな意見を出していただいた後に、多分、設置管理条例があがってくると思いますので、だから、設置管理条例、今さっき教育委員会はそのようにおっしゃったんですけども、そこをちゃんと固定して、設置管理条例の前に、いろいろ地域の声、市民さんの意見を反映させるように協議を進めてほしいという内容です。1番が。

○副委員長（岡本喜好君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）これ、そもそも言うことが、僕、よう分からんのですけど。提案者、板橋委員長なんですよ。だから、板橋委員長に聞かなきゃあないんですけど。

今まあ、民主主義をもって決議した後で、これを付けるっていうのが、そもそも論、俺、分からない。その提案理由の説明の意義をお答えいただきたい。

ほんで、二つ目に、2番目の「協議内容を尊重し、その結果によっては、再編統合の実施時期変更や再編統合の中止も検討すること」、中止・検討することってあるけども、言葉悪いけども、民意をもって、東西南北、地域性違うのもあるんですけど、民意をもってノーっていうのを突きつけて、堪えてくれるっていうのを突きつけられたときでも、これ推してきてきたときに、どの物差しをもって中止とすること、中止を検討することっていうのを、板橋さんは諮れるですか。その二つをお願いします。

○副委員長（岡本喜好君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）提案理由としては、先ほどの教育委員会の方針というか、準備委員会を先に立ち上げて、後々、設置管理条例を提案するかどうかっていうのを諮るっていうお話だったので、その時点で、再編のことも含めて、いろんな、広く意見を集められるように、今までのいろいろな委員会の中での答弁では、設置管理条例が通って、その後に、準備委員会を設置して具体的なものを詰めていくっていうようなお話だったのですけれども。それを準備に関して、先に準備委員会を設置して、中身、どっちに統合するとかいうことも含めたような内容で意見を吸い上げて、その意見の内容を尊重して、それが、

結局、どこかを統廃合するとかっていうような形、それぞれの中学校区がありますので、そこでは、意見が多分バラバラって言うか、その地域によって違ってくると思いますので、その意見をきちっと反映したうえで、最終的にみんなが合意というか、一番いい方向性が決まった段階で、設置管理条例を実施していただくっていう方向を、筋ちゃんと付けてほしかったっていうのと、あと、その内容によっては、その時期でありますとか、例えば、もっと、もう人数がすごく少なくなってきたから、もっと早よして欲しいよってなったら前倒しになったり、もうちょっと後でもいいん違うかっていうことになれば、延期というような形にもなり得るということも盛り込んだ内容で可決したいというふうな意味で、それを附帯として付けさせていただいたということですよ。

○副委員長（岡本喜好君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）その、ちょっと僕も賢くないんで伝わってないのが事実なんですけど。仮に伝わるとして、二つ目の質問、板橋委員長の物差しはどこで測るんですか。意見、内容を重視して前倒しもいくかもしれないし、中心も検討するっていうけども、それは、どう、今まで喧喧諤諤、意見やってきて、更なる広めた意見で、どういうふうな集約をして、板橋さんは、どの物差しをもって中止も検討の視野に入れろっていうことを附帯に入れとんですか。どうやって諮るんですか。

○副委員長（岡本喜好君）板橋委員。

○委員（板橋真弓君）想像でしかない。ないと言うか、例えばね、城山と境原を例に出したらいけないとは思うんですけども、その時点で地域が根強く、本当に残してほしいんやっていうような形になった場合、やっぱり決裂と言うか、まとまらないような状況になるかもしれないっていうことで、その際に、一旦何か署名とかそういうものも出してはいるんですけども、その場でどうしても合意ができないっていうような状況で、いつまでというような期限で会議はとっていくとは思うんですけども、その時点でまとまらないっていうようなことがあった場合

っていう意味の物差しと言うか、基準ははっきりとしていないですけれども、そういうイメージで、この内容を付けさせていただきます。

○副委員長（岡本喜好君）ちょっと、暫時休憩いたします。

（午後4時31分休憩）

（午後4時36分再開）

○副委員長（岡本喜好君）再開いたします。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○副委員長（岡本喜好君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○副委員長（岡本喜好君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、板橋委員提出の附帯決議案を起立により採決いたします。

本附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副委員長（岡本喜好君）起立少数であります。

よって、板橋委員提出の議案第20号に対する附帯決議案は否決されました。

それでは、副委員長より申し上げます。

委員会から附帯決議案を提案するには、先例により全会一致が条件となりますので、委員会から附帯決議は提案いたしません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○副委員長（岡本喜好君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

会議の委員長を板橋委員長と交替します。

よろしく願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）次に、先ほど継続審査とした議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、当局に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど、私のほうから、教育委員会の中で方針を4月に付議して承認されたこと、そして、その後の会議においても、逐次、再編計画を報告していること、こういったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条に基づく管理及び執行については、これをもって事務を執行していると解釈してるという話をさせていただきました。そのことについて、顧問弁護士のほうに問い合わせをしたところ、次のような回答を得ましたので報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、逐条解説にも、この場合、条例を上程するにあたって付議が必要との記載はないことから、事務の執行に関して事前に決議しなければならないということとは言えないということをもって法律に反するとは言えないと、そのように回答いただきました。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）明確なご答弁ありがとうございます。それが客観的、弁護士さんの、弁護士って言ってもね、そっち側の弁護士と、また違う側の弁護士ってあって、中立などがどこなんかって言うのは別の話ですけど、私には異議なく聞こえましたんで、それは感謝申し上げます。

そのうえで今後の話なんですけど、こういったときは、こういう記載がないから、これでいけるんだじゃなくて、せっかくだいだいた議論なんで、次からは、やっぱりちゃんと手順を踏んで、教育委員会、大綱に基づいて会議をして、政策調整会議にあげて、あげていただくっていう手順っていうのは、やっぱり必要不可欠なんかなと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育長。

○教育長（今田 実君）そのあたり、法律を遵守する形で進めるにはどうしたらいいかということ、今一度、事務局内でしっかり勉強したいと思います。よろしく願いいた

します。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）すみません。橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、恋野地区の区長会から嘆願書が出されて、それは、要するに、差し戻しはしていないというご答弁をいただきました。やはり住民の合意はいただいていない、いただけないというふうに解釈をいたします。この、要するに、恋野小学校を廃止するという条例案には反対をいたします。

○委員長（板橋真弓君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君）それでは、現時点で子どもたち、また、ご父兄、地区の方々の思いをくんだうえで、議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について 原案に賛成の立場から討論いたします。

教育を取り巻く環境というのは、刻々と変化しておりまして、ICTも浸透して、学習方法とか指導方法、また、子ども同士や先生との触れ合いなど、多様性に富んだ教育が、今、進められております。また、子どもの安全はもとより、地域との連携も重要となっている中で、本市では全国よりも早いペースで少子化が進んでいます。この少子化により進められてきている教育をどう維持し、さらに進展させていくかが課題となっていると、市当局から学校適正規模・適正配置の議論が始まったと報告を受けてきました。

今回、提案されております議案の根幹となった第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の作成においては、保護者、地域住民、教育関係者など、広く市民の意見を踏まえ方針を作成されました。また、当局は再編統合の方針について、説明会、意見交換会を実施し、ワークショップ、パブリックコ

メントなどを含め、保護者、市民等の意見に対し、真摯に対応されてきたと認識しております。恋野小学校と隅田小学校の再編統合においては、保護者の中には、今の学校を卒業させてあげたいという思い、一方では、早く統合する学校に通わせたいという願いがあり、また、地域住民に地域から学校がなくなるとのことへの不安や、これからの地域への懸念などの意見があったことも認識しております。恋野小学校は100年以上続き、地域の文化と伝統の中心であることから、地域住民の皆さまのことを思うと、断腸の思いではありますが、本市の子どもたちが、変化の激しい社会に育ち、たくましく生き抜く力を培っていく決意のもと、当局が、恋野小学校の伝統と隅田小学校の伝統を引き継いだ新しい学校づくりを進め、しっかりとした教育環境を整えることを断言していることから、未来の子どものことを考え、原案に賛成いたします。

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）失礼いたします。反対の立場で討論させていただきます。

今、賛成討論にもあられたお言葉というのは本当に真摯な意見で、苦渋の決断やうという重みは分かっております。決して否定するものではございません。しかしながら、答弁であったように、いろんな少子高齢化の中の学校の文化云々というのもあろうかと思えます。それは同じ思いであります。私も苦渋の決断として、やはり近年のデジタル化とか、ICTというのは、少人数制の小学校にあてられた大切な手段であります。まだまだ選択の余地はある、議論の余地はある。ただ、地域の思い、これは教育委員会からのご説明にあったとおり、一定の理解はします。しかしながら、嘆願書というのは、きちんと整理できてない。もう一度やっぱり議論する余地も当然あろうかと思う。議論の結果、同じ答えになったとしても、やはりもう一度立ち止まって考えるということ。そして今、この条例を通さなくても大丈夫だっていうタイムスケジュールであったり、緩和してい

く措置っていうのは、教育委員会ならまだまだできることってあると思います。その辺も踏まえたうえで、もう少し緩やかなスピードで統廃合してほしい、かたや途中で転校するんであれば、もう令和7年度の子どもたちからこう、自由に選択の権利を与えていくことこそが、持続可能なまちづくりと学校づくりであるというふうに、私は心の底から信じております。ご互いの是々非々を問う場でありますので、苦渋の決断をもって、反対の討論とさせていただきます。

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

垣内委員。

○委員（垣内憲一君）私も心の中では、本当に、ちょっといろいろ考えさせていただきましたけども。区民の皆さんから、どうか、やっぱり応援していただきたいという要望もありましたんで、賛成の立場で討論させていただきます。

本当に、この統廃合に関しては、先ほども言いましたけども、何かほんまに誘導的な形で市民の皆さんに伝えとった。それに対しては、もう僕、腹立たしく本当に思っております。パブリックコメントのことも、私、紀見地区の区長会のほうでも参加させていただいておりますが、かなりお叱りって言うかね、何でこんなやり方するんやって、ただの実績を残したいだけちゃうんかって、急な、こんなパブリックコメントをしてっていうて、かなり厳しい意見をいただいたと思います。ほんでもう、実際、私もそのように感じました。やはり、子どものためでもありますけども、職員さんも、やっぱり市民の思いっていうのを、やっぱりくみ取っていただきたい。本当に、市民に寄り添う、やっぱり役所であってほしいっていうのは、私の思いです。

ですから、いろんな思いはありますけども、恋野地区の皆さんから、ちょっと私のほうも応援していただきたいというのを、ご意見いただきましたんで、恋野の統廃合に関しては、賛成の立場でということで、討論させていただきます。

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）私は、ちょっと反対の立場から、反対討論させていただきます。

一点目は、本来、そもそも教育委員会が目指した2クラスを目指すというもの、教育目標、教育環境を作りたい、作り上げたいという目標に対して、それが実現されるなら私も一理あるなというふうな考えだったんですけども。実際見ると、3年後は、6学年のうちの一つしか2学級あるとかできないという事実が明らかになる中で、それ大きくなる分にはいいんですけども。やはりその、本来あるべき教育目標を達成できてるか、できてないかっていう指標を考えたときに、この計画が良いのか悪いのかっていうと、ちょっと無理があるかなというふうに思います。

あとは、実際に、今まで2年間ずっと議論した中で、反対の嘆願書とか、お声というか、アンケートでは、ある一定数の反対があるっていう中で、反対に対しては嘆願書があったりとか、今回、請願出てるんですけども、そういう、ある一方で、じゃあ賛成の、早く行きたいっていうお声っていうのが、そういう文書としてあがってきたかっていうと、ないっていう事実があります。ずっと当局には、実際、何名の方が賛成なんですかっていう話をしたんですけども、ずっとそれは言い続けたんですけども、その具体的な数字っていうのは、お示ししていただけなかったっていうことで、そこはお互いのデータの違いもあるんですけども、私は、住民の意見は、反対のほうが多いのかなというふうな印象を受けておりますので、反対とさせていただきます。

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

南出委員。

○委員（南出昌彦君）それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

この上程されております議案第19号、小学校の再編統合に関する議案ですけれども。まず、この議案の審議にあたり、市議会議員として、本当に大きな責任があるなというふうに痛感しております。なぜなら、この決断は、今を生きる子どもたちの学びと、それと、将来にわたるまちの形。そして、何よりも子

どもの未来っていうものに直接かかわった重大な判断だからということです。私たちは、教育の機会均等と質の確保という自治体の最も重要な責務を果たすため、冷静かつ未来志向で、子どもの最善の利益とは何かを追求しなければならないと思います。

現状の小規模校においては、先生方の献身的な努力にもかかわらず学校の運営上、構造的な課題を抱えています。特に、今回の恋野小学校、隅田小学校の再編統合につきましては、複式学級が2クラスある、そしてまた、ほかのクラスにおいても、一桁台の人数の子どもたちというところの中で、やっぱり集団で学ぶことができる意義や多様な価値感に触れる機会が著しく限定されるのではないかなというふうに思います。もちろん、私たちは、地域コミュニティと学校が深く結びついてきた歴史は忘れておりませんし、私も隣が学校であったがゆえに、やはりその辺の寂しさっていうのも十分、分かります。しかし、立ち止まってはいけないと思うんです。私たちの議論の焦点は、やっぱり未来を担う子どもたち、この子らに何が一番ええかということ、しっかりと一点に絞って判断せなあかんというふうに思います。そういう意味で、自分としての良心に懸けて、本議案に賛成したいと思います。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) ほかに討論される方ありませんか。

梅本委員。

○委員(梅本知江君) 賛成する立場でご意見させていただきたいです。

どちらの本当、ご意見もすごくよく分かりますが、これから本当にもう順応性のある子どもたちのね、可能性を信じて、新しい環境で、より成長してもらえるほうに、皆さんで応援して力を入れていきたいと思っています。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) ほかに討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 橋本市立小学校

及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(板橋真弓君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 議案第12号 市道路線の廃止について

5 議案第13号 市道路線の変更について

6 議案第14号 市道路線の認定について

○委員長(板橋真弓君) 次に、議案第12号市道路線の廃止について から議案第14号市道路線の認定について までの3件を一括議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(茶原正人君) 皆さま、早朝より現地調査いただき誠にありがとうございました。市道5路線の廃止、2路線の変更、9路線の認定について、一括してご説明いたします。

今回の議案には、あやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業及び県からの管理移管に伴う路線が混在していますので、事業別で説明いたします。

まず、あやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業に関連した議案といたしまして、議案第12号 市道路線の廃止についてご説明いたします。議案書50ページ、廃止路線調書51ページから52ページ、参考資料2ページから4ページをご覧ください。全部廃止としまして、路線番号122、路線名称は、山内平野線の1路線。一部廃止としまして、路線番号465、路線名称は、平野西新田線。路線番号493、路線名称は、あやめ池線。路線番号494、路線名称は、大山線。路線番号495、路線名称は、車越線の4路線となります。今回の事業により市道の全部並びに一部を廃止するものです。

続きまして、議案第13号 市道路線の変更について ご説明いたします。議案書53ペ

ージ、変更路線調書 54 ページ、参考資料 5 ページをご覧ください。路線番号 496、路線名称は、大聖寺線の 1 路線となります。今回の事業により迂回路が整備されたことにより市道の終点を変更するものです。

続きまして、議案第 14 号 市道路線の認定について ご説明いたします。議案書 55 ページ、認定路線調書 56 ページ、参考資料 7 ページから 8 ページをご覧ください。路線番号 1841、路線名称は、あやの台 78 号線、路線番号 1842、路線名称は、あやの台 79 号線。路線番号 1843、路線名称は、あやの台 80 号線。路線番号 1844、路線名称は、あやの台 81 号線。路線番号 1845、路線名称は、山内あやの台線。路線番号 1846、路線名称は、あやの台平野線。路線番号 1847、路線名称は、平野 1 号線の 7 路線となり、今回の事業で新たに設置された道路となります。

以上、あやの台北部工業団地第一地区土地区画整理区画整理事業に伴い、市道路線の廃止 5 路線、変更 1 路線、認定 7 路線について議会の議決を求めるものです。

続きまして、県からの管理移管に関連した議案といたしまして、議案第 13 号 市道路線の変更について ご説明いたします。議案書 53 ページ、変更路線調書 54 ページ、参考資料 6 ページを再度ご覧ください。路線番号 1827、路線名称は、神野々吉原線で、新たな県道山田岸上線が完成したことにより、県道山田岸上線の一部を旧道として市に移管されることとなったことから終点の変更を行うものです。

続きまして、議案第 14 号 市道路線の認定について ご説明いたします。議案書 55 ページ、認定路線調書 56 ページ、参考資料 9 ページから 10 ページを再度ご覧ください。路線番号 1848、路線名称は、柱本幹線。路線番号 1849、路線名称は、光陽台歩専 10 号線。この 2 路線については、国道 371 号石仏バイパスが完成したことにより、国道 371 号の一部を旧道として市に移管されることとなったことから新たに市道認定を行うものです。

県からの管理移管に伴い、市道路線の変更 1 路線、認定 2 路線について議会の議決を求めるものです。

各路線の延長・幅員につきましては、廃止、変更、認定、それぞれの路線調書のとおりです。

以上、合わせまして、市道路線の廃止 5 路線、変更 2 路線、認定 9 路線について議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより議案第 12 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第 12 号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号 市道路線の廃止について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号について 質疑を行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員(堀内和久君) すみません。ちょっとすごい、間違ってたらすみません。質問しにくいんですけど。神野々って言ったら、あれですよ。国道 24 号線から、参考資料で言うと 6 ページのやつで間違いないですかね。ちょっとそれを先、間違ってたらかんので教えてください。

○委員長(板橋真弓君) 都市整備課長。

○都市整備課長(茶原正人君) 変更 1 の路線、6 ページで間違っていないです。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) ありがとうございます。立ち会ったら、動画やったらこの辺って、何秒後とか言えるんですけど、この、参考資料 6 で言うと、今日、皆さんと立ち会いさせてもうて、旧の終点のそこから新終点のどこま

でこう、走ったと思うんですけど。これ平山城上がるとこで、池のそこ上がって、そこから北向いて縦に行ったら住宅が、上が平山城、右がちょっと集合しとるとこやと思うんですけど、このあたりで、排水路のところが、ちょっと落ち葉でよく現場見えなかったんです。っていうのは、新しい市道認定とか住宅開発に伴ったら、排水路っていうのは、それなりのもんついてるから、見る必要ないって言ったら語弊がある、ちゃんと審議してないことになるんですけど。こういった場合のそこっていうのは、排水路とか落ち葉もあるんで、この季節。水路がどれぐらいの拡幅されとって、今、ゲリラ豪雨とか、かなり多いと思うんです。池が大きいので、ある程度は集約できるんであろうと思うんですけども、かたや平山城の南側っていったら、だんだん土の面積が取れてきたとか、太陽光がどうのってなってる所で、ここの排水路っていうのは、かなりデリケートな部分やと私は承知しとるんですけど。この、ちょうどミラーあったとこっていう、ちょうど車止めたとこっていう表現なんか、車止めたところから南向きに対して西側に、何やろ、落ち葉で見えなかったんやけど、L型の側溝か何かついとんかな。新しい道が広がってきたら雨水っていうのが、かなり受け皿が必要になろうかと思うんですけど、流量計算的には大丈夫なんではしょうか。いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）県からの移管物件になりますので、その流量計算っていうところまでは確認はさせてもらってはないんですけども、現状、今、議員ご指摘の箇所から下向いてはですね、L型ではなくって三面張の水路がありまして、それで籠池っていうんですかね、池に最終流入する形で県さんのほうが今まで管理されておりました。

です、そこで溢れるっていうのに関しましては、あんまり今のところ認識ございませんし、県さんのほうからも特に、そういう引継ぎって言うんですかね、特にございませんので、今までも、今後、県さんの県道なりを引き取った後、何か僕らも分からないようなことがあればですね、県さんも協力していた

だくってという形で解決に向けて動こうかっていう話にはなっておりますので、一応、問題ないかなという判断しております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。課長がそこまで答弁してくれるんやったら、これ以上申し上げることはないんですけど。やっぱり、県からの約束事でこう、うちがもらい受けるっていうときは、やっぱりその慎重な、例えばフルーツラインみたいな新しいところでもね、ゲリラ豪雨来たときに、やっぱり実際あれぐらいの水の量が流れてみないと分からなかったっていう事例はございます。北のほうでも、土砂災害とかも当然あろうかと思えますんで、この辺のU字溝が、だからやっぱり市道認定するんであれば、失礼ながら、やっぱり道路をちゃんとむき出しにしといてもらわないと、審議、だから落ち葉の下を見ることもなく私らは議決する、当然工事終わってる後なんで、新築改良の住宅の市道認定やったら市の職員がちゃんと検査してくれとるから、もう黙って賛成すればええっていう認識は私らあるんですけど、こういった、割と老朽化した道って言うのかな、こういうところはちゃんと見ておかないと。あと、石ブロックであったりとか、道またぐのに何らかの土管入っとったりすると思うんですけど、その辺の落ち葉が詰まらないように防護柵があったのか否かっていうのは、私は目視できませんでしたが、そういうところはちゃんとあるんでしょうか。後ちゃんと県がもっていただくっていうことは答弁いただいとんでいいんですけど、その辺の水路の、何て言うんですか、網と言うか、その辺はいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）基本的にですね、本来であれば、バイパス道路が完成した時点で、すぐに引き取ってくれということで協議はさせてもうとったんですけども。やはり今、ご指摘あったように、古い道っていうことで、舗装の修正であったり、水路の、何て言うんですか、流末がどうなってるんかとかっていうようなことを調整するのに、やっぱりちょっと時間かかってしまいまして、結

局、その上の部分っていうんですかすね、ちょっと細い部分に関しての市道認定が遅れてたっていうような形になっておりますので、現地調査もさせていただいておりますし、立ち会いしながらスクリーンの設置も担当のほうで確認しているということは聞いております。

今日は、ご指摘ございましたので、最終的に市道として管理していくのが、今回、認定いただければですね、来年4月1日かなというふうに思っておりますので、それまでに、まだまた県さんと相談させていただいたり、現地確認することはできるのかなと思いますので、今回のご指摘十分確認できるように、県とも再度協議させてもらいたいと思います。けど、基本的にやっぱり旧道は、市が引き取らな仕方がないっていうところだけ、ちょっとご理解いただいておりますね、ご審議のほどしてもらえればありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ご丁寧な答弁ありがとうございます。ちゃんと見て判断したかっただけで、県からいただかなあかんルールっていうのは承知してます。もううなって言うてるわけじゃなくて、お金がかれへんベストな状態にわがまま言ってもらってくださいっていうことでございます。

答弁結構です。よろしくお願いします。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 市道路線の変更について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。朝一行った場所だと思うんです。あやの台何号線とかそういうことではなくて、一番最初に止まったところが、7ページの図で言うと6番ぐらいうったんかな、確か6番ぐらいのところ。各交差点でちょっと思ったんですけど、これはもう新しい道なんで、きちっとしていただきたいんですけど。まず交差点のところに、カッター、切り目のカッターがありました。だから新しいアスファルト舗装しとるんですけど、ここまでがこの工事業者がやった、ここまでが違う業者でやって分けてあるのか、それとも交差点のそこだけが隣接する部分なんで、後からどっちかが先で、どっちかが後に張っと思うんです。これ、水道工事とかよくするときカッター入れて、そういう形で隙間があって、砂が出てきて、そこに草が出てきて地盤沈下っていうの、僕、一般質問したことあるんですけど、これまあ新しい道で、このカッターのそこ指突っ込めるぐらいのスペースもまだあったんですね。やっぱり切れ目っていうのが結構目立ったんです。ここにやっぱり水が入ると思うんです。その点については、やっぱり新しい道なので、こういう見解でおるのか。

ほんで、もう一つ聞きたいのが、全体的にきれいな道で、のり面があって、草木がどんな草があるんか、背のおっきなれへん植物にしとるよっていうのは、車の中で聞いたんで、いろいろ考えてくれてるんだと思う反面、きれいな歩道があるんですけど、住宅街じゃないんですけど、ちゃんと歩道がありました。っていうことは、交差点に横断歩道っていうのがなかったように思うんです。その辺についての見解を、二点お伺いします。

○委員（堀内和久君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）今、ご指摘の場所が、ちょっと私も把握できておりませんので、通常でいけばカッターを入れて工事しているようなところはないかと思います。通常、舗装でいけばですね、大体道路の反復と

か、2回に分けて黒の最終舗装していきますので、どっかにそのつなぎ目っていうのは、できてきてしまうような形にはなりませんので、今回、カッターで入ったのではなくて、機械が通る幅員が、もう大体決まっていますので、それでちょうど中央で1回目の舗装と2回目の舗装がつながってるっていうようなところかなというふうには認識しております。あと施工の道路自体に入れてるっていうところはないのかなっていう認識ではいます。

あと、横断歩道に関しましては、ちょっと多分、交差点協議する中で、警察、公安委員会と協議した結果、今の交差点の形状が決まってるかと思います。道路管理者のほうでは、それ以上ちょっと今、分かりかねますので、ちょっとお待ちください。

○委員長(板橋真弓君) 企業誘致室副主幹。

○企業誘致室副主幹(名倉久喜君) すみません。先ほどの件なんですけども。横断歩道につきましては、まだ、今現在のところ歩行者っていうのまだいけませんので、また今後、歩行者が増えたときにですね、また、横断歩道とかの設置っていうふうになる状態に歩道のほうは切り下げしてるところでございます。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) 横断歩道については、そのね、答弁でね、市としては必要ないと思ったって言うんやったら、これ以上聞くことないんですけど、今の答弁やったら、増えたらっていうことは、ほんだら、誰がどない判断して、市はどれぐらいのそこに会社とか、どれぐらいの流動人口増やす計算で都市整備をお願いしとんですか。企業誘致が何千人とか仕事する人とかをある程度誘致するんでしょ。だから横断歩道が市道であるじゃないですか。歩道と歩道をつなぐのは横断歩道で、すべてのところに横断歩道がついているわけではないのは十分承知ですけども。その辺は、市の持ち物として市は必要性があるか否かを聞こうと思っただけなんやけど、人が増えてきたときによって言うんであれば、どれぐらい人が増えたときに横断歩道の要望を

誰がするのかってなってくると思うんです。いかがですか。

○委員長(板橋真弓君) 企業誘致室副主幹。

○企業誘致室副主幹(名倉久喜君) その人数につきましては、ちょっとごめんなさい。そういう人数の判断っていうのはできないんですけども。当然、公安との協議になりますので、そこらはちょっと、また、公安と随時協議のほうをしていこうということで考えております。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) ごめんなさい。先謝るときです。

公安とかいうのは、お願いして向こうが答えた出す、警察とかそういうのを出して、うちは、いつ、ほんだらお願いするんですかっていうことを聞いとるんですけど。いや、もうやめときますわ。すみません。申し訳ありません。また、しかるべき人数とか流動になったときは、一回検討いただいて、企業誘致室がその時あるかないかも分かりませんし、やっぱり市から、ある程度人増えてるよとか、学校も近くにそんないんで、子どもとかっていうことはないと思うんですけど、やっぱり、しかるべき形っていうのは要望していただきたいという、その時の、もう都市整備の感覚で結構でございます。

あと、都市整備課長言われたカッターっていうのは、僕が素人やからカッターっていう表現してるだけで、基本的にパテか何か、何て言うん、型枠みたいなもので、ここまでが工事して、ほんで、途中で止まっとるって、全面いっぺんにいけませんやん、そんなん。だからその、どっかでアスファルトの工事がここまでだよっていうこと、次からだよっていうこの切れ目がカッターみたいな表現を僕が素人でしてしまっただけで、その間っていうのは、やっぱり隙間が生じる、最初はピタッと引っ付いとると思うんですけど、上っ面がやっぱりちょっと入ってたので、これ雨降ったときに視察とかしたほうが、僕はええですよ。みんなが視察行ったら雨の日嫌がると言うんやけど、環境が悪いときに視察しないと、私ら測れれへんのですよ。全然、雪の中でも雨の中でも結構なんで、

そんなときに連れて行っていただきたいなと思うんですけどいかがですか。その、カッターについていかがですか。

○委員長（板橋真弓君）都市整備課長。

○都市整備課長（茶原正人君）やはりその打ち継ぎに隙間があるっていうのは問題かなと思いますので、再度、現地では確認させていただいて、必要な措置取らせてもらいたいなと思います。

あとですね、今回の道路に関しましては、アスファルトの舗装が基層・表層と5センチ・5センチございます。打ち継ぎ部分に関しましては、基層と表層で分けてございますので、表層でちょっと隙間があったとしても、下の基層は同じ位置にジョイントが来てませんので、直接、路床のほうとか路盤のほうに水がすぐ入っていくかなっていうことであれば、そういう対策は問題ないことはないんですけども、そういう対策をしながら施工しております。

それと横断歩道につきましては、やはり施工が公安になりますので、都市整備としましては通行者が、歩行者がっていうんですかね、横断者が出てくればですね、施工についてはですね、また、要望していく形を取っていきたいなと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 市道路線の認定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お伺いします。今、もう午後5時15分になりましたが、このまま継続させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）当局も大丈夫でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）じゃあ、続けていきます。

7 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（板橋真弓君）次に、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）お疲れのところ申し訳ございません。もうしばらくお付き合いをお願いいたします。

それでは、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について ご説明いたします。議案書は60ページになります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設、こちらは、橋本市運動公園。指定管理者に指定する団体等、こちら所在地は、橋本市清水543番地1、名称は、公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社。指定する期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

内容につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。1ページをご覧ください。橋本市運動公園の概要です。

次に、指定管理業務の概要ですが、指定の期間は、先ほど説明したとおり3年間。主な業務内容は、橋本市運動公園の管理運営に係る利用者の受付・管理に関する業務、利用料金の収受に関する業務等になっています。

次に、指定管理候補者である公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社の概要です。こちらの団体は、橋本市が出捐して設立した団体となります。

続いて、これまでの橋本市運動公園の管理運営に係る履歴です。平成9年度から令和7年度まで、委託や指定管理で運動公園の管理運営に携わっています。

以上が、指定管理候補者の概要です。

次に、資料の2ページをご覧ください。以降は、指定管理者の選定に係る事項について説明させていただきます。まず、(1)これまでの実績です。上段の表は、利用料収入及び利用人数の推移となっています。利用人数は折れ線グラフ、利用料収入は棒グラフとなっています。令和6年度の利用料金収入額は、過去最高となりました。また、指定管理料及び利用料金収入の推移をみると、指定管理料は物価高、人件費高騰による増加傾向となっております。なお、上段のグラフと下段のグラフで、利用料金収入に差があるのは、下段の利用料金収入には、テニスコート、グラウンド、プール以外の利用料金収入、例えば、南側にあります第2駐車場を利用したフリーマーケットの収入等が含まれるためです。

続きまして、3ページと4ページをご覧ください。こちらは、運動公園利用者を対象としたアンケート結果になります。回答者の多くが満足、おおむね満足していると回答しています。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、プール利用者を対象としたアンケート結果となります。質問1からは、橋本市民が16%となっており、橋本市民以外に広く利用されていることが分かります。また、利用者の満足度に関する質問については、多くの方が満足、あるいは、概ね満足と回答しています。

次に、6ページをご覧ください。(3)モニタリングによる評価です。モニタリングでは、業務の遂行状況、収支等をチェックしており、大きな問題はなく適正であると評価しています。

(4)は、指定管理者の選定についてです。今年度の指定管理者の更新にあたっては、10月に指定管理検討会議を開催し、事業計画等について説明していただきました。これまでの取り組みとして、テニスコートやプールの営業時間の拡大、グラウンド照明の明るさに合わせた料金設定等を独自に行なっております。

7ページご覧ください。そちらでは、スクール等を開催した平日の利用促進、あるいはキッチンカーの誘致などが記載されています。なお、資料に記載している以外にも、令和7年度から、プールの券売機利用時にキャッシュレス決済を選択できるようにしており、サービスの向上にも取り組んでいます。

以上のことから、今後も積極的に収益増加

や、利用者の利便性向上に取り組んでいただけると判断し、公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社が、橋本市運動公園の指定管理者として継続することが適当と判断し、議会の議決を求めるところです。ご審議よろしくをお願いします。

○委員長(板橋真弓君)説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員(堀内和久君)概ね公社は、最近ほんまにね、局長が変わったんで、明るくなって、市とも喧喧諤諤できる立ち位置で、子会社みたいな感じでなくて、僕はいいと思います。行政、生涯学習課もようやってくれとるし、公社もようやってくれとると思います。

アンケートの5ページですね、この、運動公園利用者アンケート、ここは聞いてええんかな、いけますね。ここの、問3のトイレ・更衣室の状況についてはどのように感じますかっていうとこなんですけど。ほかのどこやったら未回答とか結構あるんで、そんなパーセンテージ気にしないんですけど。ここがちょっと気になって、やや不満と不満で30%あるんですね。ほんたら、この30%っていうのは、公社が悪いのか、いやいや、そもそも何て言うかな、市の持ちもんやから、これ以上、公社は、これ以上きれいにできへんよ、みたいなのもあると思うんですけど、そういう、これはどういうふうな捉え方のアンケートの意義を、市当局はどう捉えて、この30%をどう捉えとんですか。

○委員長(板橋真弓君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(長谷川典史君)ありがとうございます。確かに、もう施設が建ってから、年数がかなり経過しておりますので、どうしても水回りというのは汚れというかですね、なかなか汚れ以外の、やっぱりくすみというか、そういったものが目立つようになってきております。もちろん公社の方は、掃除等はきれいにさせていただいてと思います。ただ、本当にちょっと古くなってくることによって受けるイメージっていうものがあると思いますので、そのあたりの改善策についても、公社と話し合っていきたいと思います。

○委員長(板橋真弓君)堀内委員。

○委員(堀内和久君)思いは分かるんです。

ええ回答もうとると思うんやけど。公社と判断って言うたら、これ公社が予算要求してくんの。それとも、市がこれを直してあげて委託してもらっんじゃないの。市の美学の話じゃないの。いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）公社と市の、そういう業務の分担の話になるかと思いますが、長寿命化等の大きな工事につきましては、市が予算を取って工事をいたします。小規模な修繕等であれば、公社のほうで対応していただくことがございます。この場合、ちょっとどちらになるのかっていうのは、公社と協議する必要があると思います。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）これは、僕は、市やと解釈してます。このパーセンテージが30%、やや不満と不満が30%が、市が何らかの措置取れへんだら40%になりますよ。ここで通告し、ご注意を申し上げたい。これをしてあげないと、公社の頑張るとる分がっていうふうになるじゃないですか。せっかく頑張ってくれとんやったら、やっぱりもてなすとこのね、プールにつかるっていうのが一番大事なことで楽しいことなんやろうけど、トイレ・更衣室のね、その清掃状況で、掃除はちゃんとしとるけど、建物が老朽化やかからっていう答弁しとんやったら、市がどないかしたらなあかんのとちゃうんですかっていう話なんですよ。来年当初予算で、一回また議論していただけます。議論のお約束だけいただけます。

○委員長（板橋真弓君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）なかなかその、もう当初予算の時期というのが、厳しい時期なので、そのあたりですね、対応方法も考えて協議していきます。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）3ページのアンケートなんですけど、まあ全然、よくやってくれてるんでいいんですけど。これアンケート回収枚数が19枚しかないっていうことで、これアンケート自体に優位性って恐らくないはずなんですよね。だから、これを根拠に出されても、やっぱり、ある一定数ないと、二つ目のやつは100枚あるんで、優位性はあるかなと思うんですけども。そういう部分をちゃんと、これ、1か月しかやってないんで、もしこれ必要なやつたら通年でやるとか、3か月とか5か月やるとか、そういうところは

判断に任せますので、しっかりそういう統計的なアンケートに優位性を持たせるような報告資料を作っていただくように、今後お願いいたします。要望で結構です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

8 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（板橋真弓君）次に、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長（井上恵二君）それでは、よろしくをお願いします。

議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について 説明させていただきます。議案書は61ページとなります。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、橋本市産業文化会館・橋本市温水プール。指定管理者に指定する団体等は、公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社。指定する期間は、令和8年4月1日から3年間となります。

内容につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。1ページをご覧ください。橋本市産業文化会館の概要ですが、記載のとおりです。次に、指定管理業務の概

要ですが、指定の期間、令和8年4月1日から3年間。主な業務の内容ですが、施設の利用の許可に関すること、施設の利用に関わる料金に関すること、施設の維持管理及び設備の保守点検に関すること、設備管理に関すること、利用者の安全管理に関すること、統計資料の作成・報告に関することとなっております。

ページをめくっていただきまして、公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社については、議案第17号で説明をしておりますので省かさせていただきます。事業実績については、当該施設の管理運営、平成22年（第1期）から令和7年度（第5期）まで、16年間管理運営をしていただいております。他の施設における実績は記載のとおりです。指定管理者の選定についてです。まず一つ目、これまでの実績の評価、2ページから3ページのグラフをご覧ください。産業文化会館利用人数の推移、温水プール利用人数・料金の推移、指定管理料、利用料金収入の推移を掲載しておりまして、全体の利用人数及び利用料金収入は、令和3年、令和4年度から徐々に増加しております。また、指定管理料及び利用料金収入の推移をみると、物価・人件費高騰により増加傾向となっております。

次に、二つ目、モニタリングによる評価ですが、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行うモニタリングを毎年度実施しており、概ね適正であると評価をいたしました。

次に、三つ目、アンケート結果ですが、4ページから6ページをご覧ください。まず、年齢は50歳以上の利用者が全体の約9割を超えています。住まいについては、橋本市・伊都郡内等近隣市町村で全体の約9割を占めております。実施を希望する事業は、映画が32.2%と最も高く、続いて、音楽関係となっております。施設については、利用施設は、リハーサル室、2階会議室、3階和室の順に利用が多く、来館回数は、11回以上71.6%と、よく利用される方の比率が高くなっております。設備環境については、満足・おおむね満足で50%を超えておりますが、和式トイレを洋式トイレに替えてほしいという要望が多く寄せられております。スタッフの対応

については、満足・おおむね満足で60%を超えております。

続いて、7ページをご覧ください。四つ目、指定管理者の選定についてですが、更新については、管理運営状況を確認しつつ、協議を行い、更新の意思を確認しました。10月にプレゼンテーション形式で事業計画等について説明をいただきました。これまでの取り組みとして、利用者数・利用率・利用者サービス向上策として、大ホールでのリハーサル的な使用の推進。プールでは、市内民間施設にはない無料講座を火曜日から金曜日に開催し、一般利用者の増加を図りました。自主事業については、第4期からの取り組みとして、全館を使ったフリーマーケットの開催。スタインウェイピアノを活用した事業の展開を行いました。収支計画における費用低減の工夫・取組みとして、補助金活用によるイベントの獲得。教室のない日や閑散期では、できるだけ最低人数での配置といたしました。教室の予約待ちを解消するために、クラス編成の検討を行いました。

五つ目にまとめですが、以上のことから、積極的に収益増加や利用者の利便性向上に取り組んでいただいていると判断し、公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社が、橋本市産業文化会館・温水プールの指定管理者として継続することが適当と判断し、議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

田中議長。

○議長（田中博晃君）7ページなんですけれども。議場でも言うたんやけど、駐車場が広がるにつけて、どれぐらいの増員計画って言うかな、内容がこれ、実は令和5年の内容と全く一緒なんで、そのあたりプレゼンでどのような内容があったか説明願ひます。

○委員長（板橋真弓君）中央公民館長。

○中央公民館長（井上恵二君）これから、令和8年度から、令和8年、令和9年、令和10年と3年間お願いするんですが、利用者数な

んですけども、令和8年度では、産業文化会館については3万9,000人。それから、温水プールについては3万8,000人。それから、令和9年度は、産業文化会館が3万9,500人。それから、温水プールが3万9,000人。それから、令和10年度は、産業文化会館が4万人。それから、温水プールが4万人という利用者数の目標をいただいております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）田中議長。

○議長（田中博晃君）どんな事業をするんかなっていう。この7ページの内容が、令和5年の分とほぼほぼ変わってないので、もうちょっと具体的に、こういう事業をするから人が増えるんやでっていうのがあったかと思うんです。5,000万ぐらいの買いもんしてますんで、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）中央公民館長。

○中央公民館長（井上恵二君）新しいイベントの提案なんですけど、基本的には、ちょっと言い訳になるかも分からないんですけども、やはり回数が、よく来られている11回以上っていうのも多いですし、橋本市、近隣の方も9割以上と地元で定着した産業文化会館となってるかと思います。ですので、現在やっていること、定着している事業を確実にこなっていくということと、これはあくまでも予定ですけども、令和8年度は、少しお待ちください。

新たな事業として、沖縄県の伝統芸能で、国の重要文化財、ユネスコ無形文化遺産に登録されている組踊。また、春風亭小朝さんらが軽快なトークで曲を紹介する宝くじ文化公演事業の「おしゃべり音楽館」を検討しております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。議長の関連なんですけど。結局、別に駐車場の嫌みを言うわけじゃないですけど。やっぱり、そこその臨時駐車場を借りたっていうことは、市も公社のプレゼンがどうやったかじゃなくて、市も買ってあげたんだから、地域に活性化するように、市民に活性化するように、今までの流動人口とか来場者数の話じゃなくて、こんなことを、もう1回、2回ね、年に11回程度しか使っていないおっきい駐車場、11回ぐらいしか必要のないっていう答弁やったと思うんですけど、これを15回、20回にしていくために、市もいろんなイベントを

打っていくよとか、別に公社がプレゼンせなあかんもんと違うじゃないですか。だから、そういうのが、やっぱり政策的なこととか、教育的なことなんか分からないですけど、そういったことは議論されとるんかな。公社だけがプレゼンテーションしてきてって、これぶっちゃけた話あれじゃないですか。あいみつと言うか、公社しかプレゼンテーションしてきてないわけで、その理由も分かるとし、そんなことは、もう僕は言うつもりは当然ないんで、公社にやってくれたらええと思うんやけど。やっぱり公社まくりじゃなくて、市からも発信して、たくさん使ってもらえるように努力せな、駐車場買ったんだからっていう話になるんですけど。その点の努力っていうのは、教育なんか、市の中核なんか、何か考えとることあるんかな。あるんやったら、この場で言うといてくれたほうが、気持ちええんでお願いします。

○委員長（板橋真弓君）中央公民館長。

○中央公民館長（井上恵二君）年に一回のモニタリング、それから月に一度、一度だけではないですけども、指定管理者、産業文化会館さんとは、よく協議をしますので、指定管理の文化スポーツ振興公社の意向もありますし、その意向を聞きながら、一番は令和4年度から開催しているキッチンカーとかです。そういうのも、ほか、市全体でも活用していただいて、いろんな情報をキャッチボールしながらイベントを多く、できるだけ多く開催できるように進めてまいります。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。よろしくお願いします。

せっかく買ったんだから、3年の指定管理で、臨時駐車場の使わなあかん回数が増えたか否かっていうのは、また、お伺いいたしますので、よろしくお願いします。答弁結構です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に入る前に、今日は請願まで行うということでもよいでしょうか。全部行く。そうですね。当局いかがでしょうか。大丈夫ですか。じゃあ、もう、今日終わらせてしまいいいでしょうか。休憩なしで、もう、バツと行きますか。

9 請願第 8 号 保護者・住民等の多数の意見を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について

○委員長(板橋真弓君) 次に、請願の審査に入ります。

請願第 8 号、請願第 9 号の紹介議員は、高本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり会議規則第 142 条第 1 項の規定により紹介議員である高本議員の本委員会への出席を求めることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第 8 号 保護者・住民等の多数の意見を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について を議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について、説明願います。

○紹介議員(高本勝次君) ありがとうございます。どうぞしばらくよろしくお願いいたします。時間長引いて申し訳ございません。

○委員長(板橋真弓君) それでは、高本議員どうぞ。

○委員(高本勝次君) 紹介議員としてなりましたので申し上げます。

請願内容は、保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願書ということで、フォーラム“わたしの小学校がなくなるって”実行委員会から出された請願書です。どうぞよろしくお願いいたします。お手元に出ると思いますので、読ませていただいて請願理由とさせていただきます。

保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願書ということで、請願の要旨ですが、小学校の統廃合について、保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合を行わないこと、ということで、請願の理由を申し上げます。

橋本市は、本年 12 月を目途に「(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画」(以下「計画」)を策定するとの方針を示しています。

しかし、6 月議会の文教厚生建設委員会での委員からの問いに、「(住民合意は)得られていない」との答弁でした。その後、ワークショップとパブリックコメントが実施されましたが、住民の中の不安や疑問は払拭されていません。それは、市議有志が実施したアンケート結果にも明らかです。

そもそも、「計画」策定前にさらに住民への説明会を実施するとしていましたが、8 月下旬に実施したワークショップは、統廃合にフォーカスしたものではなく、参加も限定されている状況で、住民合意のための説明会とは程遠いものでした。さらに、パブリックコメントも市民への周知方法や募集期間が問題の重大性に照らして極めて不十分であり、市民の意思を汲み尽くせるものとはなっていません。

「計画」の策定業務をコンサルタント業者に委託していることも大きな問題です。「新しい学校づくり」と名打ち、「目指す子供像」や「7つの重点目標」など学校教育に関わる重要な指標を民間のコンサルタント会社に委託することは、教育における中立性や公正性を欠くことにならないのかなど、その妥当性も疑問です。契約期間が 12 月までとなっており、無理をおしてでも 12 月に決定しようとしているのではないかと疑念も湧いてきます。

現時時点においても、「なぜ今、小学校の統廃合なのか」「1 学年 2 学級でなければならないのか」「地域から小学校がなくなっているのか」「子どもの負担が増えるのではないのか」「統廃合によつて不登校が増えるのでは

ないか」「教師一人当たりの子どもの数が増え、目が行き届きにくくなるのではないか」などの不安や疑問は解消されたとは言い難い状況です。

そうした中で、統廃合が本当に子どもたちのためになるのかについて、意見の隔たりがあるのではないかと考えています。

小学校は家庭や地域との結びつきも強く、子どもたちの成長や発達に大きな影響を及ぼすものであり、その存廃については慎重に、検討すべきです。

私たちは、現在の状況で統廃合をすすめることは市民の中に分断を生じさせ、「自治と協働」をめざす市の行政にも負の影響をもたらすことを懸念せざるを得ません。

ついては、子どもたちの成長にとって多大な影響のある小学校の統廃合について、住民合意がないまま市立小学校の統廃合を行わないこと、保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を強く求めるものです。ということで、以上が、請願の理由でございます。

私は今ちょっと申し上げたんですけど、この請願にあたって請願者が直接、皆さんがもし、いろいろ疑問とか意見ございましたら、お聞き願いたいと思いますんで、ちょっと説明は休憩時間挟んでいただけるんだったら、それをちょっとお願いしたいって言う要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午後5時44分休憩）

（午後5時55分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）暫時休憩いたします。

（午後5時55分休憩）

（午後5時58分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第8号 保護者・住民等の多数の意見を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について を採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本件は採択すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

（午後5時59分休憩）

（午後6時01分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

それでは、委員長より申し上げます。

決議書の文案は、請願の趣旨やご協議をいただいた内容を基本とし、細部、字句の整理については、正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第14条第2項の規定により、本委員会から提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

10 請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について

○委員長（板橋真弓君）次に、請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について を議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について説明願います。

高本議員。

○紹介議員（高本勝次君）

請願が出ておりますので、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願書ということで出されています。橋本・伊都社会保障推進協議会から出されてるんですが、案文を読んで、皆さんに資料をお渡ししてるので、それを読ませていただいて説明させていただきます。

いま、重くのしかかる国保料（税）は、高船者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約 3,400 億円の財政支援を行っています。国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400 億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されています。

国民健康保険がスタートした翌年の 1962 年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告しています。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022 年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が始まっていますが、さらなる支援が必要です。

以上の趣旨から、橋本市議会においては、地方自治法第 99 条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して、以下の意見書の提出を決義していただくようお願いいたします。

請願項目は、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めること、ということです。

それで、私のほうからちょっと付け加えて申し上げたいんですが。

国民健康保険制度をめぐる議論は、いろいろ先ほど全国知事会、市長会からも出てるんですが、例えて言うたら、令和 2 年 12 月 2 日に全国市長会、全国町村会からも政府に対し

て意見書が出ています。もう一つ申し上げたら、令和 6 年に地方議会からの意見書ということで、参議院で受理されていることがあります。国民健康保険における国庫負担の増額を求める意見書です。一つは国民健康保険の財政の安定化のため、国庫負担を増額すること。もう一点は、就学前の子どもの均等割軽減の対象年齢を 18 歳まで拡大してほしいと、こういった要望、繰り返しやっぱり市町村議会や市長会や知事会からも出てるということで、国にさらなる財源の増額を求める意見書ですんでね、ひとつ、知事会、市長会からも出てることなんで、本市のやっぱり市長も、やっぱりそういう気持ちでおられるんでね、是非ともこれ採択していただくようお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）質疑がありませんので、暫時休憩いたします。

（午後 6 時 6 分休憩）

（午後 6 時 7 分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第 9 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願についてを採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありません

ので、本件は、採択すべきものと決しました。
それでは、意見書案等を協議いただきたい
と思います。
暫時休憩いたします。

(午後6時7分休憩)

(午後6時8分再開)

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。
それでは、委員長より申し上げます。
意見書の文案は、請願書に添付の意見書

（案）を基本とし、細部、字句の整理につい
ては正副委員長に一任いただくこととし、会
議規則第14条第2項の規定により、本委員
会から提出いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありません
ので、そのように決しました。